

地球温暖化対策 ～化石燃料に過度に依存しないライフスタイルへの転換～

総合評価

「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球温暖化対策の促進に必要な制度や仕組みの整備、普及啓発を推進しました。ヨコハマ・エコ・スクール等により市民や企業、団体等が主体的にかかわることで環境活動のネットワークが展開するなど、環境と人・地域社会の視点からも取組が定着してきています。

また、家庭、業務、運輸などあらゆる部門において省エネの取組を進めるとともに太陽光発電など再生可能エネルギー等の普及拡大への支援や、HEMSの導入による地域エネルギーマネジメントシステムの構築を進めることで、市内経済の活性化につなげるとともに、環境に配慮したまちづくりを進めました。

さらに超小型モビリティ（チョイモビ ヨコハマ）の活用やEVによるワンウェイ型カーシェアリングサービス「smaco」のサポートなどによる低炭素型交通の形成が進みました。

今後も、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入を進め、様々な支援や仕組みづくりを進めていくことや、地球環境の学びの場を通して、横浜らしいエコライフスタイルの定着の後押しが求められます。

2025（平成37）年度までの環境目標

- 市民・事業者・行政が一体となって、エネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギーの導入など、市民が快適に低炭素型の生活ができる都市環境整備が進み、温室効果ガス排出量削減に取り組んでいます。

（達成状況の目安となる環境の状況）

【温室効果ガス排出量】

- ・2020年度までに2005年度比で16%削減
 - ・2030年度までに2005年度比で24%削減
 - ・2050年度までに2005年度比で80%削減
- ※「横浜市地球温暖化対策実行計画」の削減目標

2017（平成29）年度までの取組方針

- ・2020年度までは、「横浜市地球温暖化対策実行計画」において、地球温暖化対策の促進に必要な制度や仕組みの整備、普及啓発による広範な意識向上とあらゆる主体による取組の開始に重点を置くこととしています。
- ・中期4か年計画の重点施策として、家庭、業務、運輸などあらゆる部門において省エネの取組をさらに進めるとともに、再生可能エネルギーの導入やHEMSなどのエネルギーマネジメントシステム、エネルギー効率のよい住宅、建築物、低炭素交通の普及などを加速します。
- ・環境管理計画では、主な施策を取り上げていますが、より具体的な施策は、「横浜市地球温暖化対策実行計画」において展開していきます。

分野別計画の紹介

横浜市地球温暖化対策実行計画

市民・事業者・横浜市の各主体が相互に協働・連携し、市域全体の地球温暖化対策の推進を図るための計画です。温室効果ガスの排出削減目標として、2020年度までに16%、2030年度までに24%、2050年度までに80%削減（いずれも2005年度比）を目指しています。家庭、業務、産業、エネルギー転換、運輸、廃棄物などの部門別の対策に取り組むとともに、部門横断的な対策として、低炭素まちづくりや再生可能エネルギーの普及などに取り組めます。あわせて、当面避けられない気候変動の影響に対処する適応策を実施していきます。

現状とデータ

(1) 温室効果ガス排出量の推移

横浜市内の平成24（2012）年度の温室効果ガス排出量（確定値）は、2,195万t-CO₂（全国の約1.6%に相当）で、2005年度比で12.3%増加しました。また、横浜市内の平成25（2013）年度の温室効果ガス排出量（速報値）は、2,209万t-CO₂（全国の約1.6%に相当）で、前年度比で0.6%、2005年度比で13.0%増加しました。

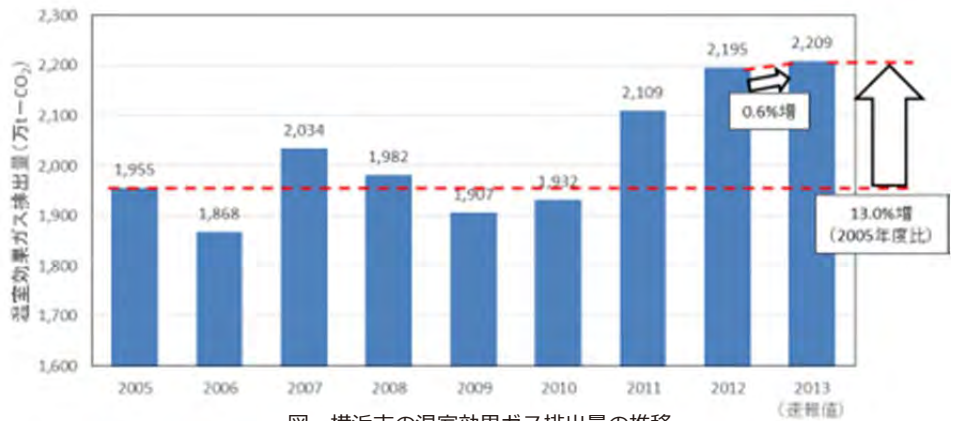


図 横浜市の温室効果ガス排出量の推移

(2) 横浜市と全国の二酸化炭素排出構成

温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素の排出構成を全国と比べると、産業部門の占める割合が低く、家庭部門、エネルギー転換部門の割合が高くなっています（右図）。

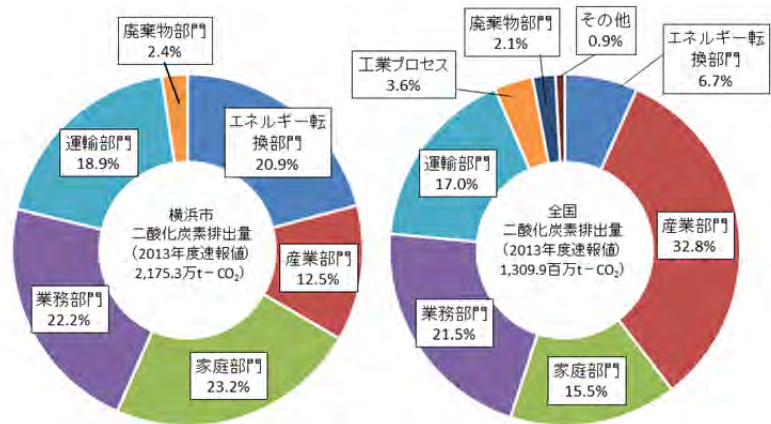


図 横浜市及び全国の CO₂ 排出量と部門別の構成比

2014（平成 26）年度の主な取組実績と今後の取組予定

(1) 低炭素なまちづくりに向けたエネルギーマネジメントの推進

ア 横浜スマートシティプロジェクトの推進

横浜スマートシティプロジェクト（YSCP）とは、横浜市が民間企業と共同で、低炭素都市の構築をめざして、スマートグリッド（次世代電力網）関連技術等を実証するプロジェクトです。個々の建物やエリア全体のエネルギーマネジメント等により、CO₂削減を図ると同時に、技術革新による地域経済の活性化も進めます。平成23年6月に、YSCP推進協議会を設立し、プロジェクト間の情報共有・連携が促進される体制を構築しました。

YSCP実証HEMS等導入事業は、スマートグリッドの重要な構成要素となる太陽光発電システム及びHEMS（Home Energy Management System：一般家庭向けエネルギー管理システム）の導入を促進し、YSCPの実証を行うモデル事業です。

平成26年度は、HEMSを導入した住宅による、地域エネルギーマネジメントに関する国内最大規模の実証実験を、CEMS（Community Energy Management System）に連携のより行いました。

イ みなとみらい2050プロジェクトの推進

平成26年4月にまとめられた「横浜市みなとみらい21地区スマートなまちづくりの方針」の答申を踏まえ、選ばれる都市である「世界を魅了する最もスマートな環境未来都市」の実現を目指し、平成27年3月にアクションプランを策定しました。

ウ 横浜グリーンバレーの推進

横浜グリーンバレー構想とは、横浜臨海部をモデルとして、市民の皆様と協働しながら「環境」を切り口とした産業の育成と環境教育の充実に取り組み、温室効果ガスの削減と経済活性化を飛躍的に進める

構想です。将来的には、本構想にて実践した取組を全市的に展開することで、横浜市が日本の低炭素型環境モデル都市として名実ともに認知されることを目指しています。

平成27年度は、「自己託送」の制度を活用した新たな「電力の地産地消」を進め、資源循環局金沢工場のごみ焼却余熱で発電した電力の一部を金沢区総合庁舎及び(株)横浜シーサイドラインに供給しました。これは、国が推進する「電力システム改革」のひとつとして、平成26年4月1日から制度化された「自己託送」の制度を活用しています。

また、効果的な節電・省エネの推進体制の構築をめざし、エネルギーマネジメントシステム(EMS)を地域内にある団体と開発し、地域内の事業所への導入を促進しています。



エネルギーマネジメントシステム 30分デマンド画面

工 横浜港の低炭素化

ITシステム等を活用した物流の円滑化策を検討しました。また、横浜港におけるエネルギーマネジメント(一括受電、電力使用最適化、ICT活用)の導入及び電力多重化(CG導入、太陽光発電等再生可能エネルギー、大規模蓄電池)の検討を行いました。

オ 水素エネルギーの活用検討

新たなエネルギーとして注目されている「水素」について、その利活用を主要施策の一つに位置付けた「横浜市エネルギーアクションプラン」を平成27年3月に策定しました。

◆「燃料電池自動車(FCV)の普及促進」はP24に掲載しています。

(2) 住宅・建築物の温暖化対策の促進

ア 住宅用スマートエネルギー設備の普及促進

「横浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に掲げる温室効果ガスの排出削減量目標の達成に向けて、家庭部門におけるエネルギーマネジメントを促進するため、自宅にスマートエネルギー設備等を設置する市民の方に対して補助金を交付しました。

平成26年度は、HEMSや燃料電池及び太陽光発電システム計116件、太陽熱利用システム25件に対して補助を実施しました。

	平成26年度
HEMS等設置費補助	116件/年(HEMS等) 25件/年(太陽熱利用)

◆「環境配慮型建築物の推進」「住まいのエコリノベーションの推進」はP18に、「公共建築物の省エネ化の推進」はP19掲載しています。

(3) 公共施設における未利用エネルギー等のさらなる活用検討・導入

ア 下水道施設及びごみ焼却施設における再エネ・未利用エネの活用

下水道事業に伴い排出される温室効果ガスは、市役所総排出量の約2割を占めています。このため、省エネの推進や、下水汚泥資源の有効活用などにより率先して地球温暖化対策に取り組んでいます。

(ア) 下水汚泥のエネルギー・資源化

市内の汚泥資源化センターにおいて、下水汚泥処理の消化工程で発生した消化ガスを発電の燃料として利用しています。平成26年度は20,004,278Nm³の消化ガスを発電に利用しました。

さらに、南部汚泥資源化センターの汚泥焼却炉の更新にあたり、下水道資源の有効活用と地球温暖化対策を進めるため処理プロセスを焼却から燃料化に転換し、下水汚泥の燃料化施設を平成28年度稼働に向けて整備をすすめています。本施設は、下水処理の過程で発生する汚泥を原料にして、化石燃料の代替となるバイオ由来の燃料化物を製造する施設で、焼却処理から燃料化物の製造にシステムを転換することにより、汚泥活用の多様化や汚泥処理の過程で発生する温室効果ガスを大幅に削減できます。平成26年度は、すべての機器の製作を完了し、一部機器の据え付けを完了しました。

(イ)焼却工場における熱利用

焼却工場において、ごみ焼却に伴い発生する熱を利用して発電を行っています。平成26年度の売却電力量は約2億kWh、CO₂削減量は約10.6万t-CO₂でした。

イ 使用済食用油のバイオディーゼル燃料の活用

市内12区の市立小学校の給食から出る使用済食用油を回収し、障害のある方が利用する市内6か所の福祉施設に設置した精製装置により、バイオディーゼル燃料（BDF）に精製します。

平成26年度は約152,746LのBDFを精製し、水再生センターや市営バスで燃料として活用しました。

ウ 水道施設における再生可能エネルギーの推進

水道管内を流れる水の力を利用した小水力発電設備の設置や、浄水場内のろ過池・沈澱池等の水道施設上部の有効利用として太陽光発電設備の設置を推進しています。

平成26年度末で、合計2,226kWの小水力・太陽光発電設備を設置しています。

水道施設再生可能エネルギー設置状況（26年度末）

	設置場所	発電容量 (kW)
小水力	港北配水池	300
	川井浄水場	270
	青山水源事務所	49
	峰配水池	37
	小計	656
太陽光	小雀浄水場	1,041
	西谷浄水場	180
	菊名ウォータープラザ	3
	川井浄水場 セラロッカ	336
	中村ウォータープラザ	10
	小計	1,570
	合計	2,226

■ 小水力発電イメージ（川井浄水場）



オ 特別避難場所への再生可能エネルギーの導入

特別避難場所（福祉避難所）に太陽光発電と蓄電池を設置し、災害時のエネルギー確保と平常時の省エネを推進しています。

平成26年度は特別避難場所8か所について、太陽光発電設備と蓄電池の設置工事を実施し、完了しました。

カ 横浜市風力発電所（ハマウィング）の活用

ハマウィングをより広くPRすることで再生可能エネルギーのさらなる普及を促進しています。

平成26年度は、民間企業との親子見学会を共催により実施したほか、ツイッターなどの新たな広報媒体の活用など普及啓発活動を拡大したほか、風車設備の予防保全を実施しました。

	平成26年度
発電実績	2,173,718 kWh
見学者数	576人



ハマウィング

◆「生ごみ等の減量化・資源化推進事業」はP45に掲載しています。

(4) 低炭素交通の普及促進

ア 燃料電池自動車（FCV）の普及促進

CO₂を排出しない究極のクリーンエネルギーとして期待される水素の活用に向けて、燃料電池自動車（FCV）の普及啓発や公用車への率先導入を実施しています。

平成26年度は、一般販売を開始した燃料電池自動車を公用車として1台、神奈川県とともに県内初導入しました。また、燃料である水素を充てんする水素ステーションが旭区と泉区の2か所に開所しました。

イ 超小型モビリティなど次世代交通の推進

平成25年10月より超小型モビリティを活用した大規模カーシェアリングの実証実験「チョイモビヨコハマ」を日産自動車（株）と実施しており、会員数は開始10か月で目標の10,000人を達成しました。さらなる課題検証のために、予定していた平成26年9月までの実証期間を平成27年9月まで1年間延長しました。

また、民間事業者による交通関連分野の低炭素化に関する取組を情報発信する「横浜・低炭素交通プロモーション」を実施し、EVによるワンウェイ型カーシェアリングサービス「smaco」等のサポートを実施しました。

ウ 横浜港の低炭素化

(ア) 荷役機械や船舶からのCO₂排出削減

エコ船舶やハイブリッド型トランスファークレーン等を導入し、CO₂排出を削減しました。

(イ) 「ゆっくり走ろう！横浜港」の推進

港湾運送、倉庫、海上コンテナ運送を行う事業者へグリーン経営認証を取得するため助成を10件行いました。

(ウ) 「グリーン物流」の推進

横浜から東北方面航路等のコンテナのフィーダーサービスの推進や、はしけ（バージ）による海上コンテナ輸送を促進しました。

(エ) トラック輸送の円滑化

ITを活用した物流の円滑化策の検討を実施しました。

(オ) 臨港道路網の整備

国道357号線ランプにおいて橋脚工事及び橋梁上部工事を実施したほか、南本牧ふ頭連絡臨港道路において基礎、橋脚及び上部工事を実施しました。

(5) 温室効果ガス削減に有効な制度や仕組みの構築

ア 地球温暖化対策計画書制度の着実な実行

「横浜市地球温暖化対策計画書制度」に基づき、CO₂削減目標の設定や省エネ対策の実施状況に対する評価・公表等の運用を実施しました。

イ 公共施設のエネルギーマネジメント

横浜市役所の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」を平成26年3月に策定し取り組んでいます。

市役所の温室効果ガス排出量は、年度ごとに集計し実施状況を公表しています。集計に当たっては「エネルギーカルテシステム」を利用し、エネルギー使用量等の情報を関連業務と共有することで、業務の効率化を図っています。

平成26年度は、市役所における温室効果ガス排出量の平成25年度の実績値（871,229t-CO₂）を公表しました。

また、定期的に節電・省エネ実績の進捗管理を実施するとともに、省エネ法に規定される「管理標準」の各施設における整備を進め、自主的な省エネの取組が行えるよう支援を行いました。さらに省エネ法の改正に対応するため、エネルギーカルテシステムの改修を実施しました。

ウ 再生可能エネルギー導入検討報告制度の運用

再生可能エネルギーの普及促進のため、床面積の合計が2,000㎡以上の建築物を建築しようとする建築主に対し、建築計画時に再生可能エネルギーの導入を検討し、検討結果を横浜市に報告することを義務付けています。

平成26年度は、112件の導入検討報告がありました。

また、これまでの実績や建築主へのアンケート等により、再生可能エネルギーの種類別や建物用途別に課題抽出を行い、建築主に積極的な導入を促す効果的な普及策等を検討するとともに、対象の拡大などの制度拡充策を検討しました。

エ 国内外の都市との低炭素連携の推進

(ア) 国内都市等との連携

国内連携では、「環境未来都市」構想推進協議会でのネットワークを活用し、脱温暖化課題解決策を

共有しました。また、九都県市のワーキンググループに参加し、連携して節電及び地球温暖化防止キャンペーンを実施するとともに、温暖化施策に係る情報の共有を図りました。さらに、北海道下川町と友好交流協定を締結している戸塚区では、これまでに行ってきた地域住民間の交流に加え、企業等にも交流を拡大し、CSRの促進や両都市間における企業同士の新たな取組へのきっかけとするため、平成26年8月に市内企業を対象に下川町の先進的な取組（環境共生型住宅、バイオマス関連施設）の視察や実際に間伐の体験を行う等の環境研修（2泊3日）を実施しました。

（イ） 国外都市との連携

国外連携では、平成26年6月にコペンハーゲンで開催されたC40（世界大都市気候先導グループ）の会議に出席し、環境未来都市及びYSCPをはじめとする本市温暖化施策の情報発信を行い、参加都市との意見交換を実施しました。C40参加都市の中で先進的な取組で世界をリードする「国際カーボンニュートラル都市ネットワーク」に選出されました。

このほかJICAが実施する「バンコク都気候変動マスタープラン（2013年-2023年）策定・実施能力向上プロジェクト」に参画し、バンコク都への温暖化対策に係る技術移転を継続しました。

また、バルセロナで開催されたスマートシティエキスポ世界会議でYSCP参画企業とともに取組を発信するとともに、バルセロナ市とのスマートシティ協力に関する覚書を更新しました。

（6） 市民のライフスタイル変革に向けた「エコ活。」普及

ア YES（ヨコハマ・エコ・スクール）の展開

市民の皆様により多くの「学び」の場を提供し、環境や温暖化問題を自分のこととして考え、行動するきっかけとしていただくことを目的として、「ヨコハマ・エコ・スクール（YES）」を開催しています。YESの認定のもと、地球環境に係る講座やイベントを開催し、身近な省エネ行動へのきっかけづくりを実施しました。

平成26年度は377講座を開催し、参加者は延べ約35,400人、協働パートナーは142団体になりました。

	平成26年度	目標
YES 認定講座 開催回数	377 講座 / 年	250 講座 / 年

イ 「エコ活。」の推進

（ア） こども「エコ活。」大作戦！

平成26年度は、「こども『エコ活。』大作戦！」において、市内の小学生が「電気のスイッチを切る」「緑を増やす」「きちんと分別する」など環境行動「エコ活。」を夏休み中に実践し、夏休み後にエコライフチェックシートに取組結果を記入することで、その成果を確認しました。なお、本事業への市内事業者からの協賛金は、食糧支援機関「国連WFP」を通じてタジキスタン共和国の植樹活動と、公益財団法人オイスカを通じた東日本大震災の海岸林再生プロジェクトに寄付されました。

	平成26年度	目標/年
こども『エコ活。』 大作戦！	238校 40,481人	32,000人

（イ） 環境家計簿の活用

様々なツールを活用して、暮らしの中でのエネルギーなどの使い方に対する意識を高める取組をしています。

平成26年度は、エネルギーの利用等に関する市民向けリーフレット「地球とエネルギーと私」を作成し、環境家計簿や民間エネルギー企業のWebサイトを紹介しました。



リーフレット「地球とエネルギーと私」

生物多様性 ~身近に自然や生き物を感じ、楽しむことができる豊かな暮らし~

総合評価

子どもたちが生き物に触れ、感性を豊かにすることを主眼に置いた普及啓発を展開するとともに、地域の特性に応じた「生き物にぎわう環境づくり」を推進しました。「知ろう！伝えよう！生きもののつながりキャンペーン 2014」や環境教育出前講座「生物多様性でYES！」などによる普及啓発の実施や、産学民官連携による研究会の開催、専門家による生き物調査、小学生による生き物調査を行い、環境と人・地域社会の視点においても様々な取組を実施しました。

また、国際的な希少野生動物の保全等の取組として、カンムリシロムクの保護事業をインドネシア共和国と共同で実施したほか、これらの取組に関するシンポジウムを市民向けに開催しました。国内に生息する希少動物の保全等の取組では、ミゾゴイの飼育繁殖技術の研究を目的に、雌1羽を導入し、全国で初めて、飼育下での繁殖に成功しました。

まちづくりの視点では、選ばれる都市である「世界を魅了する最もスマートな環境未来都市」の実現を目指し、平成27年3月に「みなとみらい2050プロジェクトアクションプラン」を策定し、生物多様性に配慮した都市構造の実現を目指しています。

今後も生物多様性に関するプロモーションや生き物調査等を通じて生物多様性への関心を深めるとともに、日常生活の中で横浜の自然や生き物に親しむ“横浜らしいエコライフスタイル”の定着を後押ししていくことが重要です。

2025（平成37）年度までの環境目標

- 誰もが生活の中で自然や生き物に親しむライフスタイルを実践しています。
- 生き物の重要な生息・生育環境である樹林地や農地が安定的に保全されるとともに、住宅地や都心部で豊かな水・みどり環境が増え、生き物のつながりが強まり、市域全体で生物多様性が豊かになっています。
- 企業の流通过程において、材料調達から生産工程、消費行動にわたり、生物多様性への配慮の視点が盛り込まれ、生物多様性が市場価値として大きな役割を有しています。
- 「市民・企業の主体的な行動が支える豊かな生物多様性」が横浜の都市のイメージとして定着しています。

(達成状況の目安となる環境の状況)

- ・生物多様性に関心を持ち、身近な問題として考える市民の増加
- ・多様な動植物などの生息・生育環境などの保全の推進
- ・企業による生物多様性の取組の増加

2017（平成29）年度までの取組方針

- ・生物多様性に関わる施策は広範に渡りますが、展開に当たっては、子どもたちが「生き物に触れ、感性を豊かにする」ことに主眼を置きます。
- ・「b-プロモーション」をはじめ、「ヨコハマ生き物探検」、生物多様性の宝庫である「つながりの森」「つながりの海」の取組、地域の特性に応じた「生き物にぎわう環境づくり」などを重点的に推進します。

分野別計画の紹介

生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）

生物多様性横浜行動計画(ヨコハマbプラン)は、市民が身近な生き物とふれあい、生物多様性の理解を深め、行動を起こしていくための取組をまとめたものです。2025年度（平成37年度）の将来像「身近に自然や生き物を感じ、楽しむことができる豊かな暮らし」を掲げ、これを実現するための様々な取組を位置づけています。

平成23年4月に策定し、平成27年1月に改定しました。

重点的に推進する施策として、次の5つを「重点アピール」と位置づけています。

① b-プロモーション

子どもたちが、身近な自然を楽しみながら学ぶこと、また、誰もが生物多様性に関心を持ち、自然とのふれあいをライフスタイルの一部に取り入れてもらえるよう、プロモーションを進めます。

②ヨコハマ生き物探検

身近な生き物について、市民参加による生き物調査を実施します。また、調査結果をとりまとめ、データベースの構築を進めます。

③つながりの森

横浜の生物多様性の宝庫である「横浜つながりの森」を、市民全体で、体感・感動し、次代、次々代につないでいくための取組を進めます。

④つながりの海

市民にとって身近で、多くの生き物を感じることができる海づくり、川づくりの取組を進めます。

⑤生き物にぎわう環境づくり

地域の特性にあわせた、横浜みどりアップ計画を主体とした取組により、豊かな生物多様性の場づくりを進めます。

現状とデータ

Q：生物多様性という言葉を知っていますか？

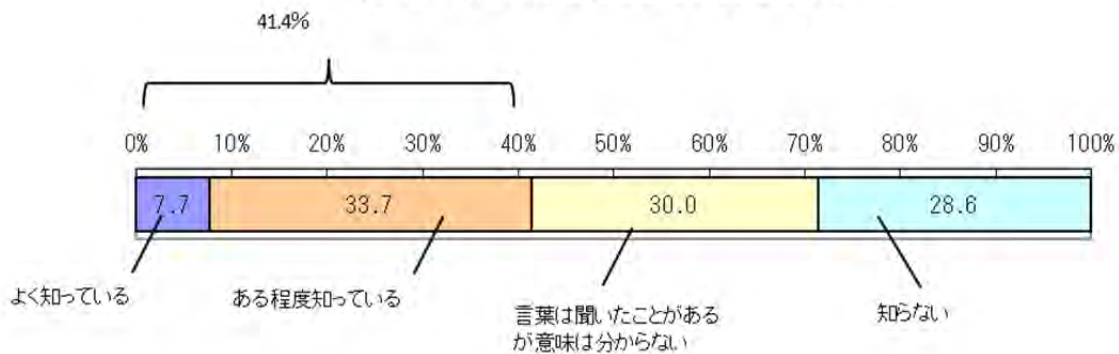


図 「環境に関する市民意識調査」生物多様性について

平成27年8月に実施した「環境に関する市民意識調査」では、生物多様性という言葉を知っている「よく知っている」「ある程度知っている」という人が41.1%でした。約半数の市民が生物多様性という言葉を知っており、一定の浸透が図られているものの、プロモーションの成果が表れているとは言い難い状況です。

市内には、多くの環境関連の市民団体が活動しており、さらなる連携・協働を進めることができれば、より効果的なプロモーションが可能です。

市民団体・企業等との連携を充実させ、さらに効果的なプロモーションを進める必要があります。

2014（平成26）年度の主な取組実績と今後の取組予定

（1）普及啓発

ア 環境行動の実践に向けた広報・啓発

「知ろう！伝えよう！いきものつながりキャンペーン2014」を5月～6月にかけて市民・企業・活動団体などの参加により行い、環境について楽しく、わかりやすく学べるイベントを開催しました。

イ 生物多様性でYES！

生物多様性に関心を持ち行動する子どもたちを一人でも多く増やせるよう、出前講座をはじめ、様々な機会を通じて生物多様性に関する講座等を実施しています。平成26年度は、主に小学校と放課後児童育成施設から40のプログラムに8,180人の参加がありました。

	平成26年度	目標/年
生物多様性でYES！参加者数	8,180人/年	10,500人/年

ウ 環境教育に携わる指導者への支援

生物多様性や地球温暖化など環境教育に関する指導者への支援を図っています。

平成26年度は、新規講師を対象としたスキルアップ研修を実施しました。

エ 動物園等における環境教育

教育普及活動を通じて、生物多様性の普及啓発を進めています。平成26年度は、環境教育事業（学校教育との連携）を3動物園578件、繁殖センター16件、総計594件実施しました。



動物たちのSOS展（野毛山動物園）

オ 生物多様性に配慮した消費行動

生物多様性に配慮した製品・サービスの購入、原材料購入の取組紹介、地産地消の推進など、市民・企業等に対し啓発を進めています。

平成26年度は「生物多様性でYES!」やイベントの場を活用し、地産地消を含む生物多様性に配慮した消費行動を推進しました。

カ 体験フィールドの活性化

～横浜の森プロモーション～

横浜自然観察の森、金沢自然公園、上郷森の家を「横浜つながりの森」の拠点施設とし、それぞれの特徴をいかして連携しています。

平成26年度は、「横浜つながりの森」全域におけるイベントをまとめて紹介する共通ちらしを作成・配布し利用促進を図るとともに施設間の情報共有を行いました。また、区と連携し、区民まつりで横浜つながりの森をPRするとともに、公共交通機関と連携した広報や、地域情報紙等を活用した広報を展開しました。

キ 市民の守りたい、伝えたい谷戸環境の積極的活用

「生き物の生息・生育空間」「歴史や文化」「子育てや福祉」「環境教育」「景観」などの観点から横浜の谷戸環境を広報し、市民の共通理解を深めています。

平成26年度は、民間企業の主催する里山・里海イベントで、谷戸環境やそこに生息する生き物などについてPRを行いました。また、市内の谷戸環境をPRするためのWebページを開設しました。

ク 庁内横断による谷戸環境の積極的活用

横浜市の子育て、福祉、健康、地産地消、食育や農業体験、環境教育などで、谷戸環境をフィールドとして活用しています。

平成26年度は貴重な谷戸環境をイベント等を通じてPRしたほか、Webページを開設しました。

ケ 森を支えている活動団体のつながりの強化

森を支えている活動団体が情報・意見交換や他団体と交流できる場を提供し、市民主体の保全活動推

進につなげています。

平成26年度は団体同士が共通の認識を持てるように、ハイキングコース利用にあたってのルール・マナーの検討を行いました。

コ 「横浜つながりの森」の調整機能の充実・体制の強化を推進

金沢自然公園や横浜自然観察の森、上郷森の家の連携や情報の一元化を図るため、調整機能を充実させる取組をしています。

平成26年度は、横浜つながりの森全域におけるイベントをまとめて紹介する共通ちらしを作成・配布し、施設間の情報共有を図りました。

サ 外来種に関する普及啓発

在来の生物の生息・生育環境を守るため、外来種についての普及啓発を進めています。

平成26年度は、図書館でパネルを展示し普及啓発を行ったほか、市の施設公開や子どもアドベンチャーなどのイベントで、はく製やパネル、リーフレットを活用した普及啓発を実施しました。また、職員向けに、外来生物に関する啓発研修を実施しました。

◆「横浜つながりの森」におけるエコツーリズムはp10、活動団体への活動支援はp4、多岐にわたる分野とのコラボレーションの推進はp2、連携・交流のプラットホームづくりはp4に掲載しています。

(2) 保全・再生・創造

ア 瀬上池の生物多様性を守る

～瀬上池の未来づくり～

保全管理計画に基づく樹林地の管理を進めるとともに、土砂流入対策等の環境保全事業を連動させながら、市民との協働による維持管理を行っています。

平成26年度は、「瀬上市民の森環境改善整備工事」のための測量、設計業務を行うとともに、瀬上市民の森保全協議会で意見交換を行い、環境改善事業に関する方向性について議論を重ねました。

イ 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上

防災や安全面の対策が必要な樹林地を対象に、生物多様性にも配慮した法面整備を推進しています。平成26年度は1か所について、法面を整備し

ています。

ウ 横浜に生息する生き物体験施設の整備

「横浜つながりの森」に位置する金沢動物園において、横浜や日本の森に生息する動物や昆虫などの生き物を間近に体験し、生物多様性を実感できる施設として再整備を進めています。

平成26年度は「日本の森」ゾーンの基本設計を実施しました。

エ アライグマ・タイワンリスによる被害への対策

特定外来生物であるアライグマやタイワンリスに対する取組を進めています。

平成26年度は、捕獲檻を補充し、アライグマ415頭、タイワンリス191頭を捕獲しました。

オ 旧小柴貯油施設跡地の公園活用

「緑からつくり育む環境体感公園」を基本テーマに、市民が憩い、集い、楽しむとともに、生物多様性にも配慮した公園を目指しています。

平成26年度は基本計画を策定し、これを踏まえて環境影響評価手続きに着手しました。

カ 多様な生き物を育む場づくり

(アユが遡上する川づくり)

川と海を往来するアユを指標として、河川環境の改善と生物多様性に向けた取組を進めています。

平成26年度は、「アユが遡上する街、ヨコハマ」を目指し、河川の生物多様性の方向性、再生・保全に配慮した川づくりについて検討し、帷子川をモデルにアユを指標種とした遡上及び生息環境改善を目指すアクションプラン(案)を策定するとともに、アユの遡上状況調査及び魚類等の生息状況調査を実施しました。



帷子川魚道

第2章 環境側面からの基本施策

キ 指定・登録文化財の保護育成

国指定天然記念物ミヤコタナゴ保護育成のための保護増殖事業及び生息環境調査事業を実施したほか、ゲンジボタル生息地の環境整備を実施しました。

ク 国際的な希少動物の保全の取組と国際貢献

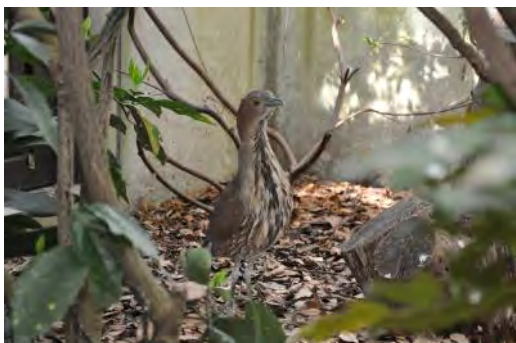
絶滅の危機に瀕する動物の生育域外施設下での個体群確立や生息地における個体数増加を目標に飼育下繁殖に取り組んでいます。

平成26年度は、繁殖センターからインドネシアへ専門家2名を派遣し、技術指導を実施したほか、インドネシアから研修員4名を受け入れ、飼育、獣医学、血統管理等の研修や、国内野生復帰施設（佐渡トキ保護センター等）を視察するなど、インドネシア共和国との共同事業としてカンムリシロムクの保護事業を進めました。

また、26年10月に東南アジア動物園協会総会（台湾開催）でカンムリシロムク保護事業に関する講演を実施したほか、26年1月には横浜で「絶滅の危機を救う～日本とインドネシアにおける絶滅危惧鳥類の保全活動～」と題した市民向けシンポジウムを開催しました。

ケ 横浜市及び国内に生息する希少動物の保全の取組

繁殖期に横浜市内にも飛来するミソゴイ（絶滅危惧種）や市内に生息するカエル等の動物種の飼育・生物多様性に関する研究を行うことで「横浜つながりの森」での動物保全、啓発活動に貢献しています。平成26年度は新治市民の森内の野生動物保護事業として市内産カエル2種（ニホンアカガエル、ツチガエル）を導入し、飼育繁殖技術の研究を開始しました。また、ニホンライチョウ保全に向け近縁種スバルライチョウの飼育繁殖に取り組み、9羽の繁殖に成功したほか、国内産希少種であるミソゴイの飼育繁殖技術の研究を目的に、雌1羽を導入し、平成27年7月に全国初、飼育下での繁殖に成功しました。



導入したミソゴイ（雌）

コ 希少動物の保全に関する研究の推進

希少動物の亜種判定や個体間、種間の近縁関係、雌雄判別等のため遺伝子解析を行うとともに、繁殖生理解明のため性ホルモン動態分析等の研究を行っています。

平成26年度は、（独法）国立環境研究所・（公社）日本動物園水族館協会・大学等と、12件の共同研究を実施したほか、市立3動物園と、8種の糞中ステロイドホルモンの解析、4種の配偶子保存等22件の共同研究を実施しました。

また、市立3動物園で飼育されている鳥類7種35個体、哺乳類2種2個体について、DNAによる雌雄判別を実施しました。

これらの研究成果は、学術論文（1件）、口頭発表（4件）、ポスター発表（2件）などで情報発信しました。

カ 身近な動物・傷病鳥獣に関する啓発の推進

金沢動物園において、地域の貴重な生き物の他、「横浜つながりの森」に生息している身近な生き物を展示するとともに、市民から持ち込まれ、保護している野生傷病鳥獣の保全普及センターとして機能を拡充する取組を実施しています。

平成26年度は、エコ森教室「傷病鳥獣のはなし」と題して、担当者の解説と動物病院見学をセットにした講座を開催し、27名の方に参加いただいたほか、「紙芝居で学ぼう！外来生物ってなあ～に？」と題して、身近な外来生物の問題を紙芝居を通して学ぶ講座を開催し、100名の方が参加しました。

ZOO to Wild セミナー「もしもスズメを拾ったら」と題して、野生傷病鳥獣保護事業の専門家の講演と動物病院の見学をセットにした講座を開催し、92名の方が参加しました。



身近な動物・傷病鳥獣のガイド（金沢動物園）

(3) しくみづくり

ア 生物調査データの一元化（データベース化）と活用

平成26年度は、環境科学研究所が保有する生物調査データの提供（申請方式）を引き続き行うとともに、同研究所のウェブページで公開している生物調査報告書リストを更新しました。また、産学官の連携により生物情報の取得方法や情報解析方法について検討し、意見交換を実施しました。

イ 市民参加の生き物調査の推進

横浜市内に分布している動植物など生き物のことを知り、今後の環境施策や身近な生き物とふれあえる環境づくりに反映させるための取組を進めています。

平成26年度は小学生を対象とした、こども「いきいき」生きもの調査を実施し、158校・12,349名の児童が参加し、生物多様性保全に資する貴重な情報を得ることができました。



こども「いきいき」生きもの調査

ウ 生物生息状況モニタリング調査

陸域、海域、河川域における生物調査を継続的に実施しています。平成26年度は帷子川流域3か所における陸域生物調査を実施しました。また、1973年以来、14回目となる河川生物相調査の冬季調査を実施しました。



魚類調査状況（投網）

エ 地域特性に応じた保全等の検討

「緑の10大拠点」やその周辺、都市化が進む市街地など地域の特性に応じた生物多様性の保全、再生、創造の方策を検討しています。

平成26年度は、産学民官連携による研究会により、生物多様性の評価手法についての検討を進めました。

(4) まちづくりと経済活動

ア みなとみらい2050プロジェクトの推進

みなとみらい21地区において、地球温暖化対策やBSCP（業務・生活継続計画）への対応など、新しい要素を取り入れたスマートなまちづくりについて検討し、生物多様性に配慮した都市構造の実現を目指しています。

平成26年4月にまとめられた「横浜市みなとみらい21地区スマートなまちづくりの方針」の答申を踏まえ、選ばれる都市である「世界を魅了する最もスマートな環境未来都市」の実現を目指し、平成27年3月にアクションプランを策定しました。

◆「エキサイトよこはま22における環境取組の推進」はp14、「みなとみらい21地区における環境取組の推進」はp14、「京浜臨海部の海づくり」「都心臨海部の海づくり」「金沢区野島海岸周辺の海づくり」「金沢区白帆地区の海づくり」はp16、「企業の環境行動の広報」はp2に掲載しています。

水とみどり ~自然の恵みを楽しむ環境の保全・再生・創造~

総合評価

『横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26-30年度）』に基づき、緑地保全制度による地区指定の拡大、愛護会と連携した維持管理や助成など「市民とともに次世代につなぐ森を育む」取組を着実に進めました。また、屋上・壁面緑化に対する助成、市民協働による緑のまちづくりなど、「市民が実感できる緑をつくる」取組を進めました。

「水循環の再生」の取組として、透水性舗装を実施するとともに、雨水貯留タンク設置の助成を推進しました。生物多様性に配慮した河川環境の再生・保全のため、アユの遡上状況や魚類等の生息状況調査を行うとともに、水辺拠点の整備など、多自然川づくりを推進しました。今後も緑施策と水施策の連携により取組を進めていきます。

2025（平成37）年度までの環境目標

- 樹林地や農地などのまとまりのあるみどりが保全されるとともに、都心部などの市街地で新たなみどりが創造されています。
- 土地利用の改善や雨水浸透ます等の普及により、雨水の浸透が進むことで、地下水のかん養、湧き水の増加、河川や水路の流量の増加などにつながり、良好な水循環が再生しています。

(達成状況の目安となる環境の状況)

- ・みどりの総量（緑被率）が増加へ転ずる
- ・雨水浸透機能の強化（雨水浸透ますや雨水貯留などの取組数の拡大）

2017（平成30）年度までの取組方針

- ・「横浜みどりアップ計画」（計画期間：平成26-30年度）に基づき、緑のネットワークの核となるまとまりのある森の保全や、街の魅力を高め、にぎわいづくりにつながる緑の創出を進めます。
- ・健全な水循環の再生に向けて、緑施策と水施策が連携して、雨水の浸透や貯留の取組を進めます

分野別計画の紹介

●「横浜市水と緑の基本計画」

「横浜市水と緑の基本計画」は、約20年間の市政の指針である横浜市基本構想（長期ビジョン）と連動し、目標年次を平成37年（2025年）とする、横浜の水と緑の環境を保全し創造するための総合的な計画です。この計画に基づき、緑の10大拠点（緑の7大拠点、河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点）をはじめとする拠点となる緑の保全と創造、河川流域単位で展開する快適な水環境づくりや自然な水循環の回復、拠点のネットワーク化を図る水と緑の回廊形成、水と緑の環境を市民と共に楽しみながら作り育てる取組などを推進しています。

●「横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26-30年度）」

「横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26-30年度）」は、緑豊かなまち横浜を次世代に引き継ぐため、「横浜みどり税」を財源の一部に活用し、「市民とともに次世代につなぐ森を育む」、「市民が身近に農を感じる場をつくる」、「市民が実感できる緑をつくる」の3つの柱に「効果的な広報の展開」を加え、取り組む計画です。

●「横浜市下水道事業『中期経営計画2014』」

「横浜市下水道事業中期経営計画2014」は、拡大する下水道の役割を果たしながら、健全な財政運営を進めていくために、経営理念を踏まえた経営方針を掲げ、持続可能な下水道経営を目指した計画です。

経営方針として「安全で安心なまちづくり」「環境対策への貢献」「戦略的なプロモーション」「下水道事業の持続的な運営」を掲げ、下水道施設の戦略的な維持管理・再整備や、減災の視点を取り入れた地震対策、下水道の整備水準を超える大雨に対応するための新たな浸水対策、地球温暖化対策への率先行動などを進めていきます。

現状とデータ

横浜市では、市内のまとまりのある緑の総量の推移を中長期的に把握するため、概ね5年ごとに、「緑被率」の調査を行っており、航空写真から300㎡以上のまとまりのある緑を目視判読し、市域に占める割合を算定しています。最近では、平成26年度に調査を行い、28.8%となっています。平成21年度から実施してきた横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）及び横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26-30年度）で、緑地保全制度による地区指定の拡大や、相続など不測の事態による買取希望等に対応し、樹林地の減少傾向は鈍化しており、緑の減少に一定の歯止めがかかっています。

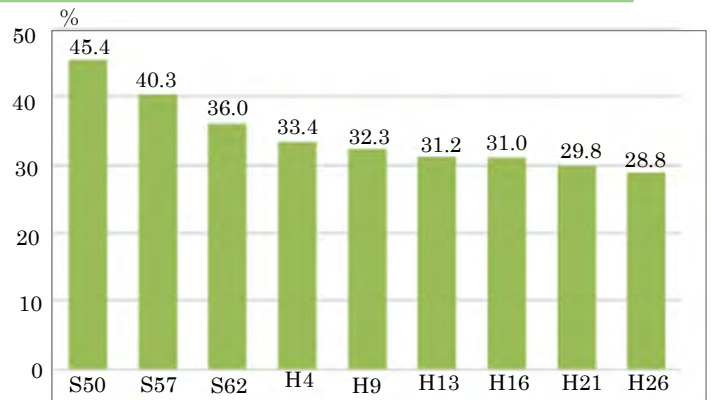


図 緑被率の推移

※緑被率は調査年度によって調査手法や精度が異なるため、概ねの傾向を示したものです。

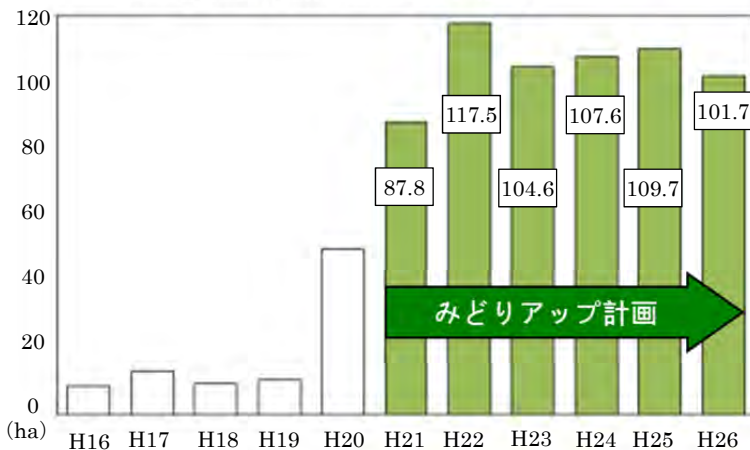


図 緑地保全制度の指定実績（単位：ha）

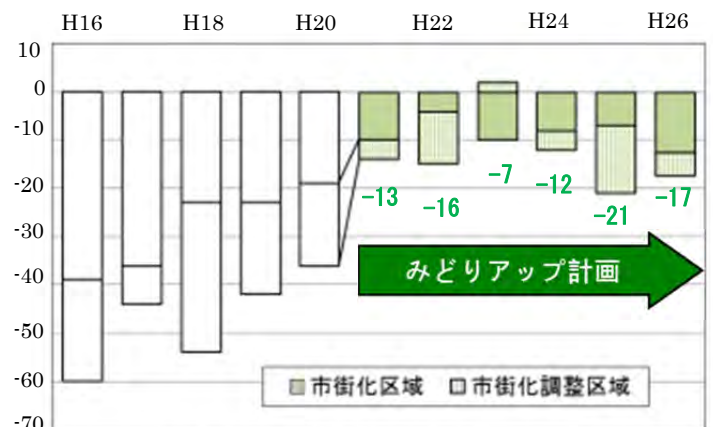


図 山林面積の減少状況（単位：ha）

※面積は、固定資産税の課税地目が山林である土地の面積から算出した推計値

2014（平成26）年度の主な取組実績と今後の取組予定

（1）市民とともに次世代につなぐ森を育む

ア 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取
まとまりのある樹林地を保全して次世代に引き継ぐため、緑地保全制度による指定や、土地所有者の不測の事態等での買い入れ申し出に対応しています。平成26年度は、新たに101.7haの緑地を、特別緑地保全地区や市民の森、緑地保存地区等の緑地保全制度により指定し、18.2haを買取り対応しました。

イ 森づくりガイドライン等を活用した森の育成

市民の森などの樹林地を対象に、維持管理の技術指針である森づくりガイドライン等を活用し、生物多様性の保全や利用者などの安全確保のため、愛護会などと連携して森づくりを進めています。

平成26年度は、森づくりガイドライン等を活用し、樹林地109か所、公園11か所の維持管理を行ったほか、樹林地3か所、公園5か所について、保全管理計画を策定しました。

	平成26年度	目標／4か年
保全管理 計画策定	樹林地 3か所 公園 5か所	樹林地 12か所 公園 8か所

ウ 指定された樹林地における維持管理の支援

土地所有者の維持管理負担を軽減するため、緑地保全制度により指定した樹林地の外周部などで土地所有者が行う危険・支障樹木の管理作業を支援しています。平成26年度は132件の助成を実施しました。

エ 森の楽しみづくり

区民まつりなど各区での催しに合わせ、森に関するきっかけとなるイベントや広報活動を展開しています。平成26年度は、森に関するイベントを107回開催しました。



よこはま森の楽校

◆生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上はp30に掲載しています。

（2）市民が実感できる緑をつくる

ア 民有地における緑化の助成

市街地の良好な自然環境の創出や、ヒートアイランド現象の緩和のため、建築物の屋上又は壁面の緑化を3㎡以上行う場合の助成（一般助成）に加えて、鶴見区、神奈川区、西区、中区及び南区における公開性や視認性のある屋上・壁面・地面の緑化で、生物多様性に寄与する緑化を10㎡以上行う場合には、助成の内容を拡充して緑化費用の一部を助成（拡充助成）しました。

平成26年度は、個人宅、集合住宅の屋上緑化4件、公開性のある地面緑化1件に対して助成を行いました。

イ 公共施設・公有地での緑の創出・管理

平成26年度は、市庁舎（くすのき広場）や鶴見区、西区、保土ヶ谷区の庁舎など、多くの市民が利用する施設等を新たに緑化しました。（16か所）

また、「横浜みどりアップ計画」により創出した緑を良好に維持するため、各施設において適切な維持管理が行われました。今後も整備した緑を良好に維持しながら、引き続き創出を進めていきます。

	平成26年度	目標／5か年
緑化の創出	16件	58件

※2014～2018年度まで

ウ 公有地化によるシンボリックな緑の創出

緑の少ない地区などを対象に、土地利用転換などの機会をとらえて用地を確保し、緑豊かな公園を整備するなど、緑の創出に取り組んでいます。

平成26年度は西区伊勢町の旧県職員住宅（約4,000㎡）を取得しました。今後、シンボリックな緑の創出予定地として、整備や管理について検討し、事業を進めていきます。

エ いきいきとした街路樹づくり

街路樹を良好に育成するため、管理樹形図を作成し、樹種や路線の特性を考慮しながら、目標とする樹形とせん定方法をあらかじめ定め、計画的なせん定を実施しました。また、都心臨海部や各区の代表

的な街路樹の植樹樹については、低木刈込、草刈や除草などの頻度をあげて行うことにより、より充実した管理を行いました。

オ 地域緑のまちづくり

地域が主体となり、その地域にふさわしい緑の街づくりに協働で取り組んでいます。

平成26年度から、地域の皆様から緑化計画の提案を公募する仕組みとし、まちづくりや緑化の専門家による計画づくりの支援を行い、6地区の団体と新たに協定を締結し、既存の16地区を合わせた22地区で緑化整備や維持管理活動への支援をしました。

カ 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出

校庭・園庭の芝生化に加え、ビオトープや花壇、樹木による植栽など、子どもたちが多くの時間を過ごす場所で、施設ごとのニーズに合わせた多様な緑が増えました（50か所）。

また、みどりアップ計画に基づき緑化した芝生や植栽の維持管理について、費用の一部を支援すると合わせて、芝生の維持管理についての技術講習会と専門家による訪問指導を実施しました。

◆都心臨海部の緑花による賑わいづくりはp 15に掲載しています。

(3) 効果的な広報の展開

ア 市民の理解を広げる広報の展開

みどりアップ計画の取組内容や実績について、効果的に広報をし、緑に関わる活動に参加するきっかけとなる機会を提供する取組を展開しています。

平成26年度は、市民の皆様のご理解とご協力を得ながら取組を推進するため、財政局や区役所とも連携し、広報よこはまへの記事掲載や実績概要リーフレットの回覧、その他交通広告やイベントの開催など、様々な媒体・手法を用いて、計画や取組実績の周知やPRを行いました。

また、『「横浜みどりアップ計画」や「横浜みどり税」の広報に関する調査』を実施しました。



交通広告掲出の様子（西区/横浜駅）

(4) 水循環の再生

ア 宅地等における雨水浸透、貯留の推進

雨水浸透、雨水貯留を促進し、市民協働で水循環の再生を図っています。

平成26年度は、雨水貯留タンク設置助成制度により、280個に対して助成金を交付しました。また、宅内雨水浸透ますを設置する建築物の所有者を対象に9個の助成を行いました。

イ 公共施設における雨水浸透の推進

下水道管の交換時期に合わせて道路への雨水浸透ますの設置を進めています。

平成26年度は862個の雨水浸透ますを設置しました。



雨水浸透ます

ウ 透水性舗装の展開

透水性舗装を進めています。平成26年度は、歩道部について24,589㎡の舗装を実施しました。



透水性歩道

(5)多自然川づくりの推進

ア 多自然川づくり

景観等の地域特性をいかして河川改修を進め、良好な水辺空間の形成を図りました。



大神上橋上流

イ 水辺拠点の整備

旧河川敷等の豊かな自然環境を活用し、市民の憩いの場や活動拠点として、水辺拠点を整備しています。

平成26年度は、いたち川紅葉橋の水辺を整備しました。



いたち川紅葉橋

食と農 ～“食”と“農”との連携による横浜型農業の新たな展開～

総合評価

『横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）』に基づき、水田の保全や担い手となる農家の支援等により、農地の保全を着実に進めました。また、市民利用型農園の開設や市民や企業等との連携による地産地消の推進など、横浜農業の振興に向けた取組を進めました。これらの取組では、市民が「農」とふれあうことを通じて、人と地域社会の関わりを深めました。

※『横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）5か年（平成21年度～平成25年度）の事業・取組の評価』にて詳細な取組を報告

今後も引き続き、様々な形で横浜の農地を保全するとともに、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。

2025（平成37）年度までの環境目標

- 市民が「農」とふれあえる環境があり、それが横浜市の魅力となっています。
- 食と農との連携によるまちの活性化、新たなビジネスモデルの発信につながる取組が行われています。
- 横浜市の農業の振興により、安定的・長期的に農地が保全されています。

（達成状況の目安となる環境の状況）

平成29年までに「横浜みどりアップ計画」などの各種事業で以下を達成します。

- ・水田の保全：123ha（累計）
- ・市民のニーズにあわせた農園面積：80ha（累計）

2017（平成29）年度までの取組方針

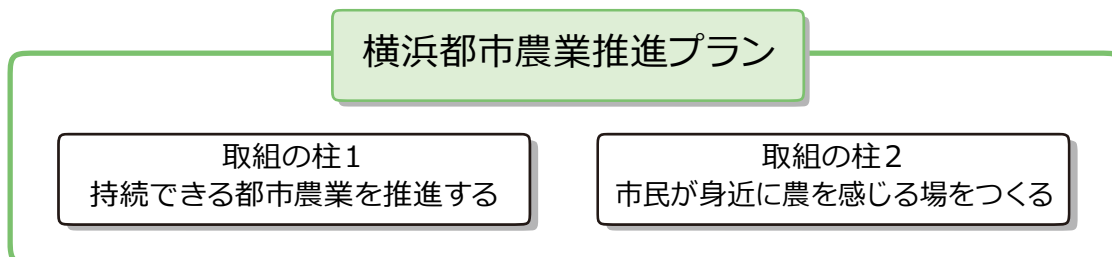
- ・都市農業を推進する取組として、生産環境の整備・改修、農畜産部tの品質向上・安定供給などの支援や、意欲ある農家や新たな農業の担い手が農業経営を継続するための支援などを推進するほか、時代の変化に応じた新たな取組を進めます。
- ・「横浜みどりアップ計画」（計画期間：平成26-30年度）に基づき、景観や生物多様性の保全など農地が持つ環境面での役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。

分野別計画の紹介

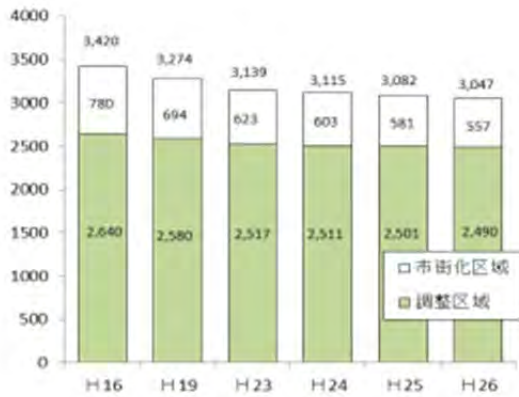
横浜都市農業推進プラン

横浜の農業を取り巻く環境の変化や、農家の抱えている課題、多様な市民のニーズ等に対応するため、370万人都市・横浜における今後の都市農業の目指す姿や取り組む事業など、これからの農業施策をまとめ、「横浜都市農業推進プラン」として策定しました。

横浜都市農業推進プランでは、「活力ある都市農業を未来へ」を基本理念とし、農業経営を支援する「持続できる都市農業を推進する」取組と農景観の保全や地産地消など「市民が身近に農を感じる場をつくる」取組を二つの柱として設定しました。



現状とデータ



平成26（2014）年の横浜市農地は、3,047haであり、平成25年度から35ha減少しました（左図）。

一方、平成26年7月に実施した「環境に関する市民意識調査」では、横浜産農産物を選んで買うという回答が全体の6割以上でした（下図）。

※固定資産概要調査等をもとに集計
※四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

図 農地の面積推移

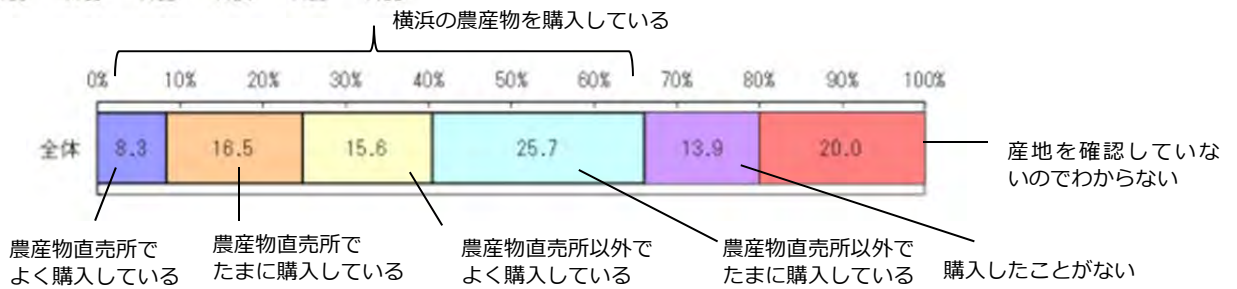


図 「環境に関する市民意識調査」 Q 横浜の農産物を購入したことがありますか。

2014（平成 26）年度の主な取組実績と今後の取組予定

（1）持続できる都市農業の推進

ア 農業生産基盤・設備の整備・改修

農業の生産性を向上させるために、かんがい施設などの生産環境を整えるとともに、都市と調和した良好な環境を創出しています。

平成26年度は15地区の整備を行いました。

イ 経営改善や規模拡大に寄与する営農支援

市内産農畜産物の生産量の拡大と安定供給を図るため、経営改善や規模拡大に寄与する営農支援を行っています。

平成26年度は12件の支援を実施しました。



経営改善支援のために導入した機械（スピードスプレーヤー）

ウ 横浜型担い手の認定・支援

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を認定し、その経営体が地域の農業生産や農地の相当部分を担うような農業構造の確立を進めています。

平成26年度は、1件の経営診断を実施しました。

エ 農地の貸し借りに関する調整

農地の貸し手と借り手が安心して農地を貸し借りできるように、農業委員会など関係機関の協力を得て市が調整し、農地の利用を促進しています。

平成26年度は、111haの利用権設定を行いました。これにより、遊休農地の解消と発生防止に寄与しました。

オ 先進的な栽培技術の活用による生産振興

都市化の進展や新たな街づくりが進む中で時代の変化に応じた新たな農業振興策の取組として、先進的な栽培技術の導入を支援しています。また、特別栽培等の取組、先進技術や経営スキルの継承及び普及を推進しています。

平成26年度は、先進栽培技術研修を実施しました。

カ 効率的な農業経営のための農地の集約化

耕作できない農地所有者や、新規参入者等の情報をデータバンク化し、効率的にマッチングする仕組みを作ることで、農地の流動化を促進し、集約化を図っています。

平成26年度は1.4haのマッチングを実施しました。

	平成26年度	目標/4か年
農地マッチング	1.4ha	7.0ha

(2) 市民が身近に農を感じる場をつくる

ア 水田の保全

土地所有者が水田を維持できるように、水稻作付を10年間継続することを条件に支援を行っています。また、水田景観を保全するために必要な水源を確保するため、まとまりのある水田がある地区を対象に、井戸等の設置を支援しています。

平成26年度は119.7haの水田の保全承認を行ったほか、水源の確保について1か所支援しました。

	平成26年度	目標
水田の保全承認	119.7ha	123ha (2017年度末)
水源の確保	1か所	8か所(4か年)



水田の保全(泉区和泉町)

イ 農景観を良好に維持する取組の支援

生物多様性の保全に配慮し、周辺環境と調和した良好な農景観を保全・形成するため、農業専用地区などで地域の農業者が組織する団体の取組を支援しています。

平成26年度は、地域で農地の管理を行う団体への働きかけを行うことで、取組目標を大きく上回る進捗状況となりました。また、農地の保全活動に支援を行うことで、地域での水路清掃などの管理活動が活発になり、まとまりのある農地の環境が良好に維持されるとともに、田園風景としての農地の景観を向上させることができました。

	平成26年度	目標
良好に維持されている農地の面積	704.3ha	680ha (2017年度末)
水路機能の維持	1地区	4地区(4か年)
土砂流出対策	10か所	4か所(年)



農景観の保全(戸塚区東保野町)

ウ 多様な主体による農地の利用促進

意欲ある農家や新規に参入を希望する企業・NPO法人などが、農地を安定的に利用できるように、農地を長期間(6年以上)貸し付ける農地所有者に奨励金を交付し、農地の貸し借りを促進しています。

平成26年度は、4.1ha(累計66.4ha)の長期貸付農地を確保しました。

	平成26年度	目標 (2017年度)
長期貸付農地の確保	66.4ha	78ha

エ 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

農とのふれあいを求める市民の声の高まりに応えるため、収穫体験から本格的な農作業まで、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設や整備を進めています。平成26年度は多様な農園の中でも、区画貸しである特区農園の開設が進み、目標を上回る進捗となりました。

	平成 26 年度	目標
市民農園の開設	2.8ha	4.8ha (2017年度末)
収穫体験農園の開設	1.5ha	10.0ha (2017年度末)
農園付公園の整備	1.4ha	6.7ha (2017年度末)



市民農園の開設支援（栄区長倉町）

オ 市民が農を楽しむ支援する取組の推進

市民と農との交流拠点である横浜ふるさと村や恵みの里を中心に、市民が農と触れ合う機会を提供しています。また、農家と地域住民が協働で地域の農環境を保全する取組など、市民による主体的な活動を支援しています。

平成26年度は、農体験教室を94回実施しました。ほとんどの体験水田で無農薬または、極力農薬を使わない栽培に取り組みました。また、生き物調査を行い、生物多様性の意義をアピールする取組もありました。

	平成 26 年度	目標/4か年
農体験教室などの実施	94回	400回
あぐりツアーの開催	3回	16回
農体験講座の開催	5回	20回

カ 地産地消にふれる機会の拡大

市民が身近な場所で市内産農畜産物を購入できるよう、直売所等の開設や青空市の運営を支援しています。

平成26年度は4件の直売所等の支援と、4件の青空市の運営支援を実施しました。



直売所の支援（神奈川区羽沢町きよ・マルシェ）

キ 市民や企業等との連携（地産地消の推進）

農家と市民・企業・研究機関（産学連携等）、様々な人や団体が連携した地産地消に取り組んでいます。また、市内の中小企業等を対象に、地産地消に取り組む企業等を支援しています。

平成26年度は企業等と5件連携しました。



企業との連携（ランチパック）

資源循環 ～循環型社会の構築～

総合評価

「環境と人・地域社会」の視点からの評価

一般廃棄物においては、『ヨコハマ3R夢プラン（横浜市一般廃棄物処理基本計画）』に基づき、これまで進めてきたごみの「分別・リサイクル」に加え、生ごみを少なくする工夫（食べきり、水切りなど）や簡易包装の推進など、3Rの中でとりわけ環境にやさしい発生抑制（リデュース）の取組を推進しました。具体的には、3R行動を実践していただくための広報・啓発、食品ロスの削減、一般廃棄物を排出する事業者への立入調査、高齢者等へのごみ出し支援などに取り組みました。

また、3Rを推進してもなお残るごみを安全かつ安定的に処理するため、焼却工場の長寿命化、新規最終処分場の整備、既存最終処分場の延命化対策などに取り組みました。

産業廃棄物においては、多量排出事業者等への自主管理計画の策定指導など産業廃棄物の発生抑制等の推進に努めたことや、建設工事から排出される建設汚泥の公共事業等における再生利用の推進に努めました。

また、産業廃棄物について市民に深く理解してもらうため、市民向けリーフレットを作成・配布してきました。最近では、地域からの配布要望が増えており、産業廃棄物に関しては、市民の関心を高めることへの効果が見受けられました。

今後も手法を検討しながら、産業廃棄物への理解・関心を高めて行きます。

(1) 一般廃棄物に関する取組

2025（平成37）年度までの環境目標

[横浜の未来（一般廃棄物行政における将来ビジョン）]

- みんなが協力し合い、誰もが3R行動を実践する環境配慮型のライフスタイル・ビジネススタイルが定着しています。
- より環境負荷の少ないごみ処理システムが構築されています。
- 清潔できれいなまちが実現しています。
- 全ての市民がごみのことで困らない住みよいまちが実現しています。

(達成状況の目安となる環境の状況)

- ・総排出量（ごみと資源の総量）を平成37（2025）年度までに平成21（2009）年度比で10%以上（約13万トン）削減
- ・ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの排出量を平成37（2025）年度までに平成21（2009）年度比で50%以上（約14万トン-CO₂）削減

2017（平成29）年度までの取組方針

「ヨコハマ3R夢プラン（第2期推進計画）」に基づき、

- ・人口増が見込まれる中、リデュースの推進により、「ごみと資源の総量」を5%以上（約6万4千トン）削減します。
- ・「ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス」を25%以上（約7万トン-CO₂）削減します。
- ・収集・運搬、処理・処分のすべての段階で安心と安全・安定を追求します。

分野別計画の紹介

ヨコハマ3R夢プラン（横浜市一般廃棄物処理基本計画）

G30を礎に、分別・リサイクルはもちろんのこと、環境に最もやさしいリデュースの取組を進めて、ごみと資源の総量を削減するとともに、脱温暖化を推進し、環境負荷の更なる低減を図ることで、豊かな環境を後世に引き継ぐことを目指します。

市民・事業者の皆様とともに、子どもたちが将来に「夢」を持つことのできる社会の実現に取り組みます。

計画期間：平成22（2010）年度から平成37（2025）年度まで



現状とデータ

平成26年度の全市の総排出量（ごみと資源の総量）は、約123.8万tで、平成21年度に対して3.0%（約3.8万t）減少しました（下左図）。ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス排出量は、約25.1万t-CO₂で、平成21年度に対して11.0%（約3.1万t-CO₂）減少しました（下右図）。

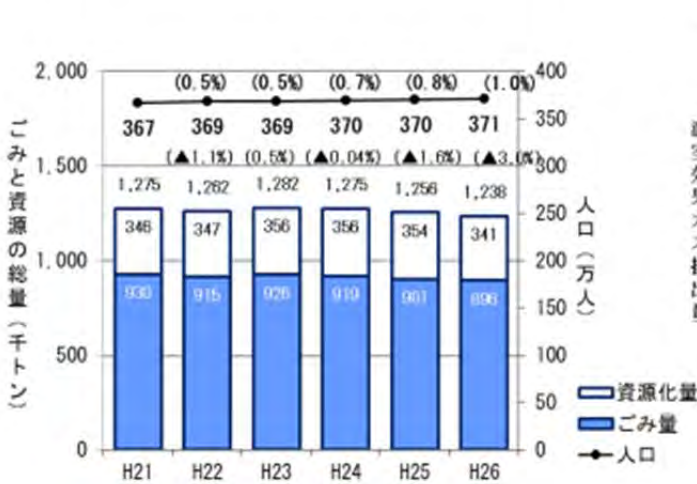
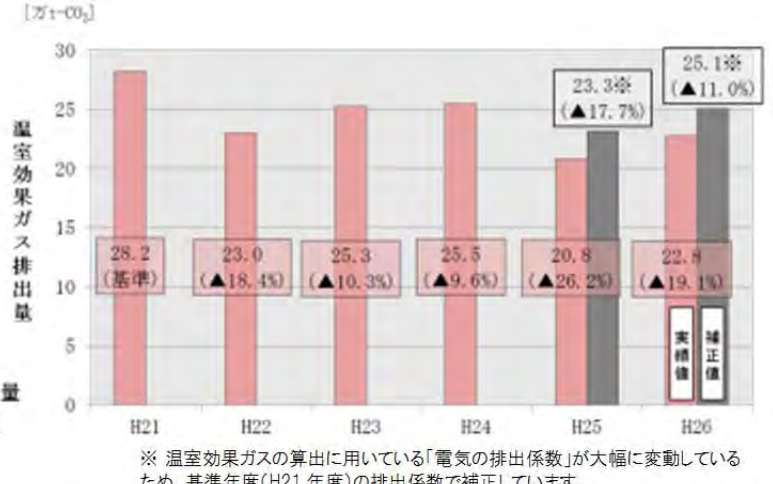


図 ごみと資源の総量及び人口の推移



※ 温室効果ガスの算出に用いている「電気の排出係数」が大幅に変動しているため、基準年度(H21年度)の排出係数で補正しています。

図 ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス

焼却工場に搬入されるごみの組成をみると、紙類が35.3%、プラスチック類が13.5%、厨芥類が32.3%となっています（下図）。

	紙類	プラスチック類	木竹類	繊維類	厨芥類	金属類	石陶磁器	ガラス	その他
平成22年	36.0	14.0	6.7	5.7	31.6	1.1	0.5		4.4
平成23年	35.8	14.5	6.7	5.8	31.2	0.8	0.6		4.6
平成24年	34.1	14.1	8.0	6.4	31.2	0.8	0.6		4.8
平成25年	35.0	13.6	7.2	6.1	32.0	0.7	0.6		4.8
平成26年	35.3	13.5	6.8	5.8	32.3	0.7	0.6		5.0

図 焼却工場に搬入され焼却する全てのごみ組成の経年変化
(工場ごみピットから採取したごみのデータを使用。全て湿基準で表示。)

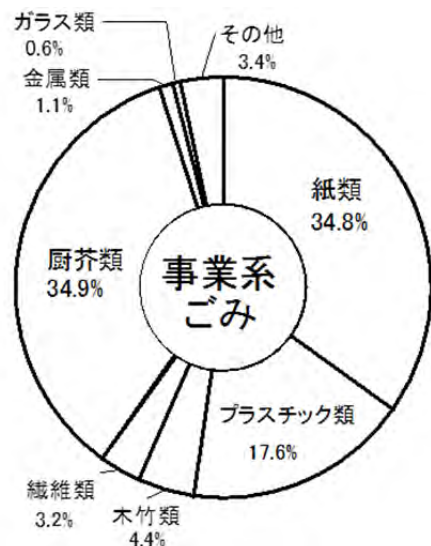
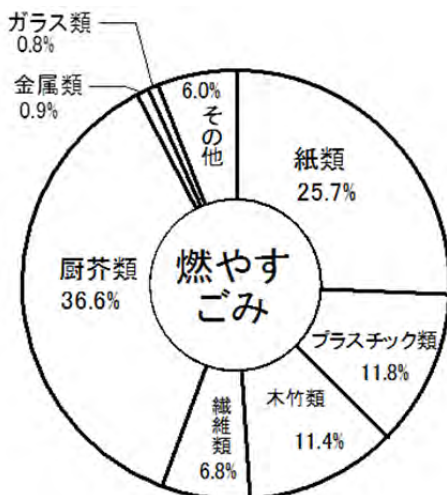


図 燃やすごみ・事業系ごみの組成（平成26年度）
(「燃やすごみ」は家庭系ごみのうち燃やすごみ、「事業系ごみ」は焼却するものの組成。全て湿基準で表示。)

2014（平成26）年度の主な取組実績と今後の予定

ア 3R行動の実践に向けた広報・啓発

「ヨコハマ3R夢プラン」の目標を実現するため、市民・事業者がリデュースを中心とした3R行動を実践できるよう、分かりやすい情報の提供、地域特性や対象者にあわせた啓発等を進めています。平成26年度は、地域に出向いての住民説明会や出前教室など計1,306回の説明会を実施したほか、「ヨコハマセントラルタウンフェスティバル155」での啓発ブース出展や市内イオン6店舗における簡易包装推進キャンペーン、マイボトルスポットスタンプラリー、コンビニエンスストアと連携した割り箸・レジ袋等削減キャンペーンを実施しました。

	平成26年度	目標/4か年
説明会・イベント・工場見学等啓発	1,306回	5,500回



「ヨコハマセントラルタウンフェスティバル155」における啓発活動

イ 生ごみ等の減量化・資源化推進事業

燃やすごみの中に多く含まれる生ごみについて、食品ロスの削減、排出時の水切り徹底、土壌混合法等の取組を推進しています。

平成26年度は、食品ロスを中心に、市民向け啓発パネルやチラシなどを作成し、説明会・イベント・工場見学等を通じて、広報・啓発を実施しました。また、生ごみ等のバイオガス化について、他都市の動向等を踏まえ、創エネルギー効果などの観点から、本市における実現可能性を検討しました。

ウ 事業者による減量化と分別徹底

事業者によるごみの減量化と分別を徹底するため、排出事業者に対する立入調査・現況確認や焼却工場での搬入物検査を強化するとともに、事業系食品廃棄物の削減に取り組んでいます。

平成26年度は、大規模事業所の立入調査を902件、中小事業所の立入調査及び現況確認を2,198件実施しました。また、大規模事業所の減量化・資源化等計画書の提出率は98%、焼却工場での搬入物展開検査を8,540台実施しました。

エ ぬくもりのある街横浜事業

市民が安心して暮らせるよう、高齢者・障害者等のごみ出し支援などの増加するニーズに対応するとともに、収集時や災害発生時に安否確認も行います。

平成26年度は、ふれあい収集5,171件、狭あい道路収集36,466世帯、粗大ごみ持ち出し収集8,493件など、市民ニーズに着実に対応しました。

オ 焼却工場の長寿命化等の適切な施設管理

焼却工場等の施設を適切に維持管理し、安全で安定した稼働を確保するため、都筑工場の長寿命化工事を実施するとともに、定期的な補修等を行っています。また防災対策・津波対策についても進めています。平成26年度は、都筑工場の長寿命化工事として、プラント設備工事（4か年工事）を契約し、着手したほか、ごみ及び灰バケットの更新工事、エレベータ更新工事、照明設備更新工事を実施しました。

カ 最終処分場の整備とごみ焼却灰の資源化など処分場の延命化

南本牧ふ頭の第5ブロックに新規最終処分場の整備を行うとともに、既存の第2ブロック最終処分場の延命化対策を進めています。

平成26年度は、第5ブロック最終処分場の整備として、遮水護岸の底部地盤改良、基礎工事及び据付、しゅんせつ等を実施しました。また、廃棄物の最終処分を継続するため、第2ブロック最終処分場の延命化対策として、焼却灰の溶融処理による資源化や、高密度化工事を実施しました。



南本牧ふ頭

(2) 産業廃棄物に関する取組

2025（平成37）年度までの環境目標

- すべての排出事業者、処理業者、市民が協力し合い、3R行動を実践する環境配慮型のビジネススタイル・ライフスタイルが定着しています。
- より環境負荷の少ない産業廃棄物処理体制が構築されています。
- すべての市民、排出事業者、処理業者が産業廃棄物のことで困らない都市が実現しています。
※「第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成23年度～平成27年度）」将来ビジョンより

（達成状況の目安となる環境の状況）※ 2015（平成27）年度まで

- ・産業廃棄物の発生抑制を進めるとともに、発生量に対する最終処分量のさらなる削減を目指します。
- ・産業廃棄物の適正処理や脱温暖化を推進し、将来にわたって安全安心な産業廃棄物の処理体制を構築します。また、緊急時や災害時のための迅速な廃棄物処理体制を整えます。
- ・産業廃棄物に対する市民の関心を高めるとともに、分かりやすい行政を目指します。
※「第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成23年度～平成27年度）」計画目標より

2017（平成29）年度までの取組方針

環境行動都市として、「持続可能な社会」を実現し、将来世代に豊かな環境を引き継ぎます。

- ・市内総生産あたりの産業廃棄物発生量について10%削減を目指します。
- ・平成27年度、最終処分量7%以下を目指します。

分野別計画の紹介

第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画

横浜市では、市内で発生又は処理される産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理を進めるため、産業廃棄物行政の方向性や施策を示した第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）を2011（平成23）年3月に策定しました。

第6次処理指導計画の主な特徴

- （1）発生抑制の指針として市内総生産あたりの産業廃棄物発生量の指標を導入
- （2）3Rを推進するための制度の導入・普及
- （3）温暖化対策を考慮した産業廃棄物対策の推進

現状とデータ

「産業廃棄物」は、大企業や大規模工場だけでなく、身近な様々な事業所からも排出され、処理方法も多様です（下左図）。

平成25年度の横浜市における産業廃棄物発生量は、約1,111万t（前年度比1.6%微増）です。中間処理等による減量化量は、約717万t、再生利用量は約288万t、埋立や海洋投入により最終処分される量は、約104万tとなっています（下右図）。

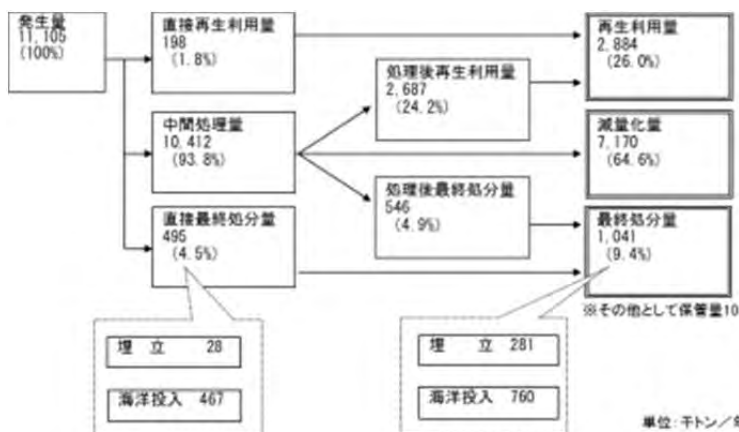


図 産業廃棄物処理処分フロー（平成25年度）



図 産業廃棄物・処分別発生量（平成20～25年度）

2014（平成26）年度の主な取組実績と今後の取組予定

ア 循環型社会を目指した取組の推進

平成26年度は、多量排出事業者等への自主管理計画の策定指導を実施しました。併せて、県外の排出事業者の廃棄物の減量化、資源化等の取組事例の収集に努めました。

また、建設工事等の排出業者自らの利用を促進する指導を実施しました。

イ 安全で信頼できる環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

産業廃棄物の適正処理や脱温暖化を推進するとともに、災害にも安心できる体制を整備します。

平成26年度は、PCB、アスベスト廃棄物の適正処理に向けた立入調査等を実施しました。また、道路啓開等に伴う解体廃棄物の処理に関する取組事項について整理しました。

災害時の土地利用については、関係部署と協議を実施しました。その他、産業廃棄物対策課専従機動班と収集事務所との連携による不適正処理等への迅速対応を実施しました。

ウ 市民、排出事業者、処理業者、行政の協働・連携の強化

平成26年度は、市民向けのリーフレット「さんばいってな〜に？」を各区における区民まつり等で配布し、廃棄物の取組について普及啓発を行いました。



リーフレット（さんばいってな〜に）

生活環境 ～安全で安心・快適な生活環境の保全～

総合評価

横浜市は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法などに基づき、大気汚染、水質汚濁、騒音の調査を行っています。

平成26年度の大気環境及び水環境の環境基準への適合状況は以下のとおりです。

(大気環境)

(水環境)

二酸化硫黄	全17局で適合	健康項目(河川)	全地点で適合
一酸化炭素	全3局で適合	生活環境項目(河川)	全11地点で適合(BOD)
浮遊粒子状物質	全28局で適合	健康項目(海域)	全7地点で適合
二酸化窒素	全28局で適合	生活環境項目(海域)	3/7地点で適合(COD)
光化学オキシダント	全19局で不適合	全窒素(東京湾内)	6/7地点で適合
微小粒子状物質	2/18局で適合	全りん(東京湾内)	5/7地点で適合

今後も引き続き、安全で安心・快適な生活環境を保全するため、関係法令や生活環境保全条例に基づき、各取組を着実に推進します。なお、大気中の放射線量についても継続して測定・公表していきます。

(1) 大気環境の保全

2025(平成37)年度までの環境目標

- 市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしています。

(達成状況の目安となる環境の状況)

項目	改善指標(～2017年度)	達成指標(～2025年度)
二酸化窒素	二酸化窒素に係る環境基準の下限値(1時間値の1日平均値が0.04ppm)への適合。	二酸化窒素に係る環境基準の下限値(1時間値の1日平均値が0.04ppm)適合。
微小粒子状物質	高濃度予報の発令が継続していない。	微小粒子状物質に係る環境基準への適合。
光化学オキシダント	光化学スモッグ注意報などの発令がないこと。	大気汚染に係る環境基準への適合。
浮遊粒子状物質	大気汚染に係る環境基準への継続した適合。	大気汚染に係る環境基準への継続した適合。
二酸化硫黄		
一酸化炭素		
悪臭	市民が日常生活において不快を感じない。	(2017年度までの達成状況の評価により検証)

2017(平成29)年度までの取組方針

- ・微小粒子状物質や光化学オキシダントなど、改善指標の達成に向けた取組を強化・推進します。
- ・大気汚染対策の取組を推進します。

現状とデータ

ア 窒素酸化物

横浜市における工場・事業場からの窒素酸化物排出量は、規制・指導を進めてきた結果、大幅に改善されています。また、環境濃度に及ぼす影響は、工場などの煙突に比べ、低い位置から排出される自動

車の方が大きいと考えられます。

- ・一般環境大気測定局

二酸化窒素は一般環境大気測定局全局で測定しています。二酸化窒素濃度は昭和50年代後半からおおむね横ばいで推移してきましたが、平成11年度

からは改善傾向を示しており、平成26年度は全局が環境基準に適合しましたが、横浜市環境目標値（達成指標）には19局が適合しました。

二酸化窒素濃度の年平均値を見ると、発生源が多い都心部や臨海部の測定局の濃度に比べ、郊外部の栄区や金沢区の測定局の濃度は低くなっています。濃度分布については、簡易測定法で行い、市内を

2km四方に分割し、分割地域のほぼ中央を測定地点としています。

濃度が高いのは鶴見区・中区の臨海部で、この地域は大規模工場群や主要道路が集中しています。郊外部では全般に濃度が低くなっていますが、主要道路が通っている地域では濃度の高いところが見られます。

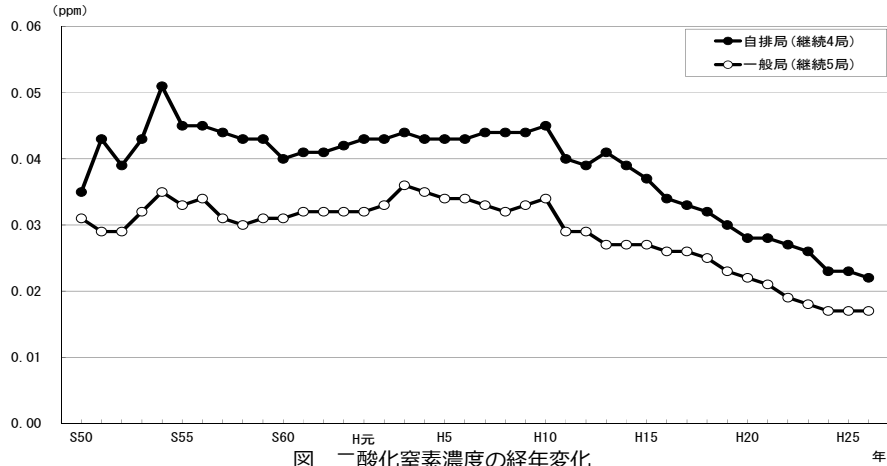


図 二酸化窒素濃度の経年変化

・自動車排出ガス測定局

幹線道路の沿道では一般環境と比べて、窒素酸化物濃度に占める一酸化窒素濃度の割合が高くなっています。

これは、自動車から排出される窒素酸化物のほとんどが一酸化窒素であり、道路近傍では一酸化窒素から二酸化窒素への酸化があまり進まず、一酸化窒素として測定される割合が多いためです。

平成26年度は全局が環境基準に適合しましたが、横浜市環境目標値（達成指標）には6局が適合しました。

・工場等〈固定発生源〉

工場などの固定発生源に対しては、「大気汚染防止法」（以下「大防法」という。）及び「横浜市生活環境

の保全等に関する条例」（以下「市条例」という。）に

より排出基準（規制基準）の遵守、排出量低減のための良質燃料の使用、窒素酸化物の発生を抑える燃焼方法の採用等の規制・指導を行っています。

これらの施策に加えて事業者の自主的な取組もあり、平成25年度の排出量は4,094tでした。昭和49年度に比べ約90%減少しています（集計に時間を要するため平成25年度を記載）。

イ 浮遊粒子状物質

・一般環境大気測定局
主な一般環境大気測定局の浮遊粒子状物質濃度の経年変化は下図のとおりです。

平成26年度は全局が環境基準及び横浜市環境目標値（改善指標）に適合しました。

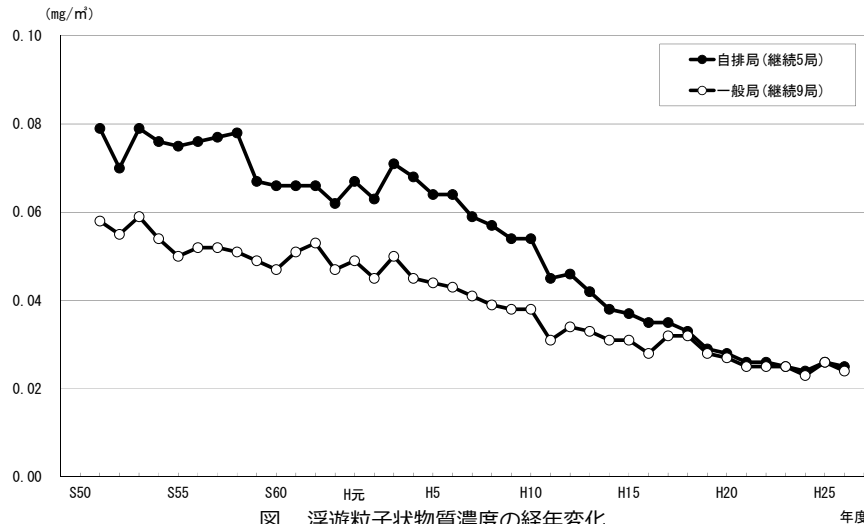


図 浮遊粒子状物質濃度の経年変化

・自動車排出ガス測定局

自動車の走行に伴って発生する浮遊粒子状物質は、燃料などの燃焼によって排気管から排出されるもののほか、ブレーキやタイヤなどの磨耗によるもの、道路面からの土砂の舞い上がりによるものなどがあります。

平成26年度は全局が環境基準及び横浜市環境目標値（改善指標）に適合しました。

・工場等〈固定発生源〉

「市条例」による粒子状物質の規制を取り入れ、工場・事業場に対する効果的な対策の実施の結果、現在では環境改善が進んでいます。

ウ 微小粒子状物質（PM2.5）

PM2.5は、平成21年9月環境省告示により新たに環境基準が定められ、平成23年度から測定を開始しました。

平成26年度は、18局のうち、2局で環境基準に適合しました。

今後も継続的に監視測定を行いながら、測定機の整備も進めていきます。

エ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは一般環境大気測定局19局で測定しており、平成26年度は全局とも環境基準及び横浜市環境目標値（改善指標・達成指標）に適合しませんでした。

光化学スモッグは、①風が弱い②気温が高い③日射が強い④視程が悪いなどの条件が重なった日に発生しやすい傾向があります。

神奈川県は、光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上の状態となった場合で、かつ気象条件などから判断してその状態が継続すると認められるとき、光化学スモッグ注意報を発令し、更に1時間値が0.24ppm以上となり、その状態が継続すると認められる場合に警報を発令します。

オ 揮発性有機化合物（VOC）

VOCは浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質のひとつといわれています。「大気汚染防止法」が改正され、大規模施設のVOC排出規制が平成18年4月から始まりました。VOCの排出抑制については、排出規制に加えて自主的取組を促進するというベストミックスの手法が取り入れられています。今後も引き続き市内のVOCの排出

量調査や事業場への立入測定を実施し、排出量削減に努めていきます。

カ 一酸化炭素

一酸化炭素は自動車排出ガス測定局3局で測定しており、平成26年度は全局が環境基準に適合しました。

一酸化炭素は自動車の排出ガス対策の効果が著しく、昭和50年頃をピークに濃度が減少、昭和50年代後半からは低濃度で推移し、環境基準を達成しています。

キ 硫黄酸化物

・一般環境大気測定局

二酸化硫黄濃度は一般環境大気測定局17局で測定しています。濃度は昭和42年度をピークに、その後の燃料規制等により、大幅に減少し、これに伴い昭和50年代半ばからは、全局が長期的評価で環境基準に適合しています。

・工場等〈固定発生源〉

工場などの固定発生源に対しては、「大気汚染防止法」及び「市条例」に基づき、排出基準（規制基準）の遵守、排出量負荷の少ない気体燃料への転換等について規制・指導しています。

その結果、平成25年度の排出量は730tであり、昭和43年度に比べ99%以上減少しています（集計に時間を要するため平成25年度を記載）。

ク 有害大気汚染物質

環境基準又は指針値が設定されている有害大気汚染物質13物質に関する適合状況は、測定を行った一般環境大気測定局3局（一般環境地域1局、固定発生源周辺地域2局）と自動車排ガス測定局2局（沿道地域2局）の全局で適合しました。なお、有害大気汚染物質の調査地点は、「一般環境地域」、「固定発生源周辺地域」及び「沿道地域」に分類されています。

ケ 悪臭対策

悪臭公害に対しては、「悪臭防止法」及び「市条例」に基づいて工場やその他の事業場に対し、規制基準の徹底を図るよう規制指導を行っています。「悪臭防止法」では、不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある特定悪臭物質（22物質）と規制濃度が定められています。

また「市条例」により、人の嗅覚を利用した官能試験法による臭気指数での評価を行い、規制指導を行っています。

表 工場等の臭気測定箇所数（箇所）

平成 24年	平成 25年	平成 26年
7	13	11

2014（平成 26）年度の主な取組実績と今後の取組予定

ア 二酸化窒素・浮遊粒子状物質対策

移動発生源対策として、燃料電池自動車（FCV）や九都県市指定低公害車の普及促進を行っています。また、交通流の円滑化対策や公共交通機関の利用促進などの交通量対策、環境にやさしい運転「エコドライブ」の普及を促進しています。

平成26年度は、FCV等の普及促進のため普及啓発イベントを実施しました（13回）。また、エコドライブの定着及び習慣化を図るため、エコドライブ講習会の開催やエコドライブシミュレーターの体験会等を実施しました（7回）。

イ 微小粒子状物質（PM2.5）対策

自動測定機を用いた常時監視と測定値（速報値）の公表等を行っているほか、工場等の発生源や移動発生源に起因する環境中の微小粒子状物質の実態把握調査を行っています。

平成26年度は、発生源に関する実態把握の実施したほか、年度末に一般環境大気測定局2局（青葉区、西区）にPM2.5自動測定機を新設しました。

また、市内18測定局で自動測定機を用いた常時監視を実施し、ホームページで公表しているほか、「午前8時の高濃度予報」及び「午後1時の高濃度予報」を行うとともに、年4回（春夏秋冬）成分分析を実施しました。

ウ 光化学オキシダント対策

光化学スモッグの原因物質である窒素酸化物及び揮発性有機化合物（VOC）の排出総量抑制を進めます。また、広域的な課題でもあることから、周辺自治体と積極的に連携を図ります。

平成26年度は、光化学スモッグの原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出量調査及び

VOC排出事業場への立入・測定を実施しました。

周辺自治体との連携としては、神奈川県公害防止推進協議会や九都県市との共同など、夏季のVOC対策に関する啓発活動を実施しました。

エ 悪臭対策

発生源への規制指導を進めています。

平成26年度は、市民からの苦情に基づいて発生源を指導するとともに、悪臭物質の臭気測定を実施しました。

都市・生活型の悪臭問題については、未然防止が課題であり、今後も引き続き、悪臭物質の臭気測定などを実施していきます。

◆「低炭素交通の普及促進」については、P24に掲載しています。

(2) 水環境の保全

2025（平成37）年度までの環境目標		
●魚や様々な生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散策等市民がふれて楽しんでいます。		
(達成状況の目安となる環境の状況)		
項 目	改 善 指 標（～2017年度）	
水 質 基 準	BOD（河川）	水域別に設けられた水質汚濁に係る環境基準、水環境目標への適合。
	COD（海域）	
	全窒素（海域）	
	全りん（海域）	
健康項目（カドミウム、全シアンなど）	水質汚濁に係る環境基準への継続した適合。	
生物指標	河川では市内40か所中36か所、海域では10か所中9か所で、生物指標により「きれい」と評価されること。	
※達成指標（～2025年度）は、2017年度までの達成状況の評価により検証します。		

2017（平成29）年度までの取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁対策の取組を進めます。 ・東京湾のさらなる水質改善に向けた、流域自治体との連携や下水処理の高度化を進めます。

現状とデータ

ア 公共用水域の水質測定

水質汚濁状況を的確に把握するため、測定計画に基づく河川、海域及び地下水質の定期的な測定を実施するとともに、補足調査として、測定計画地点以外の中小河川調査を実施しています。

・測定計画

測定計画は「水質汚濁防止法」（以下「水濁法」という。）に基づく「神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定計画」に従って、国土交通省、神奈川県及び政令市がそれぞれ分担して測定しており、市域内には、国・大和市の測定点を含み、河川21地点、海域7地点の合計28地点の測定地点があります。

公共用水域の測定頻度は、河川、海域とも毎月1回（河川は1日2回採水、海域は1日1回上下2層を採水）です。測定項目はBOD等の生活環境項目12項目、全シアンなどの健康項目27項目、銅、フェノール類等の特殊項目7項目、アンモニア性窒素等のその他の項目8項目及び観測項目13項目の合計67項目です。

地下水質測定計画は概況メッシュ調査24地点及び定点調査6地点の合計30地点と、過去に汚染が確認された地下水を継続的に調査する継続監視調

査を実施しています。調査頻度は年1回、測定項目はカドミウム、pHなどの合計33項目（環境基準項目27、要監視項目1、一般項目5）です。この他、本市独自調査で発見された汚染井戸の追跡調査も行っています。

・公共用水域の測定結果

健康項目

人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）については、全シアンは最高値で、その他の項目は年平均値で評価するとされています。

平成26年度は、全項目全地点で環境基準に適合しました。

生活環境項目

河川・海域の有機性汚濁の代表的指標であるBOD（河川）、COD（海域）の環境基準については、河川は21地点中21地点、海域は7地点中3地点が適合しました。

全窒素及び全りん（海域）

全窒素及び全りんは7地点中それぞれ全窒素6地点、全りん5地点で環境基準に適合しました。

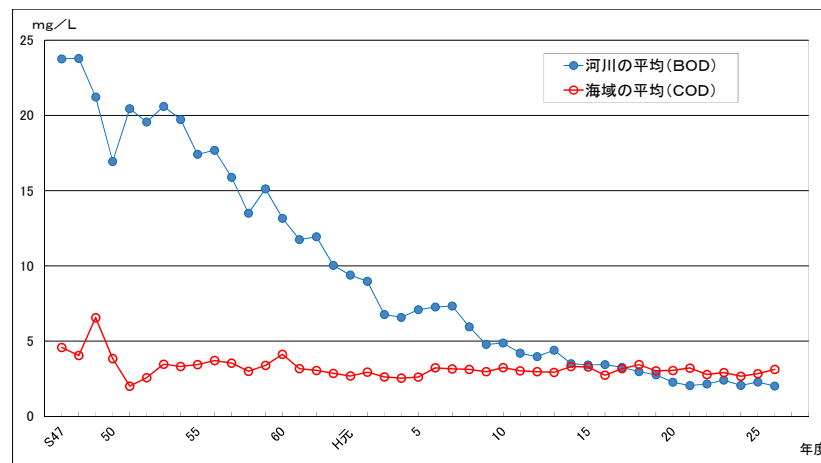


図 市内河川・海域の水質経年変化

・地下水の測定結果

定点調査、メッシュ調査では、環境基準が定められている27項目のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準に不適合でした。

継続監視調査28地点で、対象項目の調査を行った結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が15地点で環境基準に不適合でした。また、pHが1地点で水道法に定める基準に不適合でした。

これまでに本市独自調査で発見された汚染井戸56地点について監視調査及び追跡調査を行った結果、塩化ビニルモノマーが1地点、1,2-ジクロロエチレンは7地点、トリクロロエチレンは8地点、テトラクロロエチレンは14地点で環境基準を超過していました。

・中小河川調査

中小河川調査は27地点で年2回、BOD、COD、DO（溶存酸素）などの生活環境項目を調査しています。

各河川におけるBODの値は、鶴見川水系（11地点）で年平均値0.7～2.0mg/L、境川水系（7地点）で0.9～1.2mg/L、帷子川水系（8地点）で0.9～3.0mg/L、大岡川水系（1地点）では1.3mg/Lでした。

・自動測定

河川、海域の水質自動測定局（河川3局及び海域1局）において水質の常時監視を実施するとともに、東京湾に日量1,000m³以上排水する29事業場についてテレメータによるCODなどの排出汚濁負荷量の常時監視を実施しています。

平成26年度は、河川のpH、DOの1時間値の年平均値は、全局で環境基準値以下でした。また、海域(本牧)のCODの日平均値の75%値は海域(B類型)の環境基準値以下でした。

なお、河川のCODの1時間値の年平均値は、落合橋測定局の5.7mg/Lが最高で、最低は帷子川測定局の2.0mg/Lでした。健康項目のシアンは測定を行った2測定局全てで検出されませんでした。

また、テレメータ監視対象事業場については、全事業場が基準に適合していました。

・水環境評価地点調査

市では、市内の河川や海域を区分けして、区域ごとに水環境目標を掲げています。水環境目標の評価地点（河川74地点、海域8地点）のうち、測定計画及び中小河川調査地点を除いた河川49地点、海域2地点で、年2回、BODなどを調査しています。

BOD（河川）は評価地点74地点のうち69地点で水環境目標を達成していましたが、COD（海域）は全地点で水環境目標を達成していませんでした。

・生物指標による水環境目標達成状況

平成24年度の秋・冬季及び平成25年度の春・夏季に海域の生物モニタリング調査を実施しました。生物指標によって水質を評価した結果、9か所中8か所で「きれい」と評価されました。

2014（平成26）年度の主な取組実績と今後の取組予定

ア 工場・事業場等への規制指導

(ア)届出概要と立入調査

市では、「水濁法」「ダイオキシン類対策特別措置法」「市条例」等に基づき、下表（上）に示す特定事業場（1,650件）に対し、排水の監視や排水処理施設等の維持管理の指導及び公害防止に係る啓発等を目的として立入調査を行っています。その結果を受けて、排水基準違反のあるもの、または違反のおそれのあるものについては、その原因を究明し、対策を講じるよう指導を行っています。

平成26年度は、「水濁法」又は「市条例」に基づく立入検査を615件実施しました。立入検査の結果は下表（下）のとおりです。あわせて、違反事業場の多い3業種の件数を示しています。違反原因は、処理施設の維持管理の不徹底等によるものが大半でした。

表 特定事業場（1,650事業場）における主な3業種

	車両洗浄	クリーニング	研究所
事業場数 (全体に占める割合%)	368 (22.3%)	363 (22.0%)	186 (11.3%)

表 立入調査結果
(水質汚濁防止法又は市条例に基づくもの)

排水基準違反事業場	業種	件数(違反割合%)
違反事業場件数 18件 (全体の2.9%)	運輸業	7(39%)
	サービス業	6(33%)
	自動車小売業	2(11%)

(立入事業場数延べ615事業場)

また、「水濁法」の改正への対応、「市条例」の改正を実施しました。

今後も引き続き、事業場等への届出指導・立入調査などを実施していきます。また、「水濁法」の排水基準改正に伴う事業所等への周知や「市条例」施行規則の改正も行います。

(イ)東京湾水質総量規制

排出水を東京湾に排出し、一日当たりの排水量が50m³以上の特定事業場（指定地域内事業場）は、COD、窒素、りんを指定項目として一日当たりの排水量に応じて定められた頻度で汚濁負荷量（特定排水の指定項目濃度×特定排水の量）

を測定し、結果を記録することが義務づけられています。特に一日当たりの排水量が400m³以上の指定地域内事業場は、自動計測器による毎日の測定が義務づけられています。横浜市ではこのうち1,000m³以上の26事業場については、テレメータによるデータ収集を行っています。

平成26年度は、自動計測器設置事業場へ立入調査を行い、自動計測器の維持管理や自動計測器の換算式の確認を行いました。

平成26年度における指定地域内事業場の汚濁負荷量測定結果報告において、1件の事業場で総量規制基準の違反がありました。違反原因は排水処理施設における処理の悪化でした。

(ウ)ゴルフ場農薬対策

横浜市では平成3年に市内5つのゴルフ場と「農薬の使用に係る環境保全協定」を締結しています。これに基づき、ゴルフ場農薬の排水への影響を監視するため、旧魚飼育池において農薬分析調査及び協定ゴルフ場における農薬の使用量調査を実施しています。

平成26年度の農薬分析調査では、各ゴルフ場において使用量の多い農薬8物質について、コース排水（10検体延べ80項目）を調査しました。その結果、調査項目全てが排水の管理目標値を下回っていました。平成25年6月18日に国の「ゴルフ場農薬暫定指針」が、農薬取締法の改正により改訂され、排水の指針値に係る農薬の他、水濁基準値（農薬取締法）に係る農薬の項目が大幅に増加されました。

(エ)建設工事排水に対する規制

市内における建設工事において、一日当たり10m³以上の工事排水を公共用水域に排出するものは、工事排水の汚染状態及び量、処理方法などを届け出なければなりません。

平成26年度は、届出のあった工事現場等について延べ24回の立入調査を行いました。その結果、ほとんどの工事現場で排水対策が適正に講じられていましたが、工事現場の排水処理施設は、適切な維持管理が必要なため、施工者へ管理方法等の指導を行いました。

イ 広域的な水質汚濁対策

東京湾は全国でも代表的な閉鎖性海域で、流域人口は約2,900万人にのぼります。下水道の整備や総量規制などの施策を進めたものの、依然として都市活動の負荷による富栄養化の傾向が見られ、夏季には、赤潮や青潮、貧酸素水塊が発生する状況です。

そこで、「九都県市首脳会議水質改善専門部会」では、①国民・流域住民の東京湾再生への関心の醸成、②東京湾とその関係する陸域の水質環境の把握、③汚濁のメカニズムの解明を目的として、大学や研究機関、市民団体、企業等と連携して、「東京湾水質一斉調査」を平成20年度から毎夏に実施しています。

平成25年度には名称を「東京湾環境一斉調査」に変更しました。

平成26年度は、9月3日を基準日として水質等の環境調査を行いました。溶存酸素（DO）について、表層では湾内のいずれの地点でも貧酸素水塊の目安となる4.3mg/Lを上回っていましたが、底層では湾奥の広範囲にわたって4.3mg/Lを下回り、一部地点で強く貧酸素化した状態（DO<2mg/L）もみられました。

東京湾の流域に位置する26自治体で構成する「東京湾岸自治体環境保全会議」では、平成26年度の啓発事業として、「東京湾大感謝祭」に参加し、東京湾の水環境について啓発活動を実施しました。

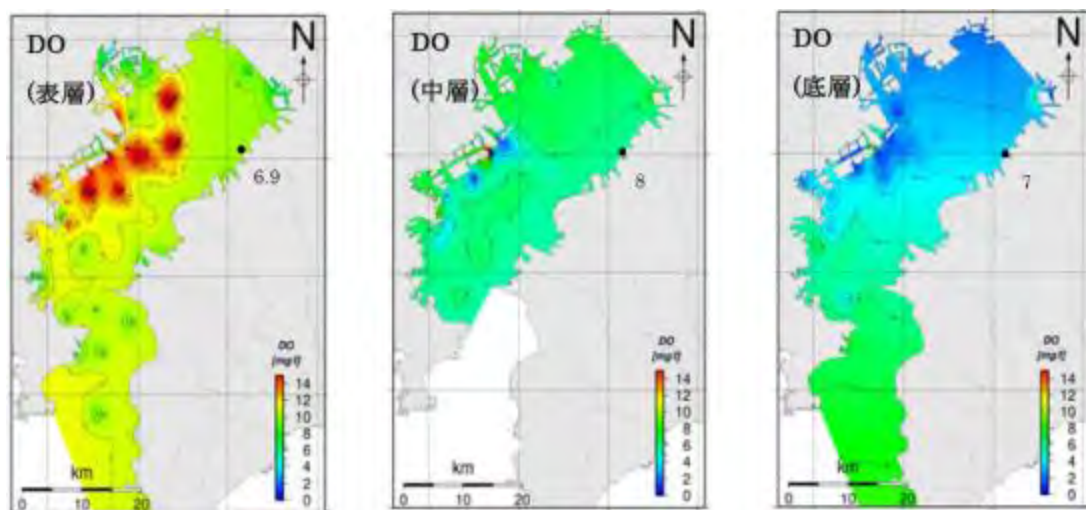


図 平成26年9月3日における東京湾の溶存酸素（DO）の分布
 <図引用：平成26年度 東京湾環境一斉調査 調査結果>

ウ 下水道の取組

(ア) 届出の概要と立入検査の実績

下水道施設を保全すること等を目的として、「下水道法」により、公共下水道に排水する特定事業場に対して施設の設置等の届出等の規制を行っています。また、「横浜市下水道条例」では、工場排水を処理して公共下水道へ排水するための

排水処理施設（以下、除害施設等）の設置等について届出を義務づけています。

平成26年度末現在で、「下水道法」又は「横浜市下水道条例」による届出がされている事業場数は、表（次頁右上）のとおりです。

これら届出事業場を主な業種に分類すると、右表(中)に示すとおり、給油所等(給油所、整備工場、自動車販売会社等を含む)、洗濯業、試験研究所、食品製造業、金属製品製造業などの業種の割合が多くなっています。

平成26年度は「下水道法」又は「横浜市下水道条例」に基づく事業場への届出指導を784件、立入検査を583件実施しました。立入検査うち採水立入の結果は下表のとおりです。違反事業場には中小企業が多くみられ、その原因のほとんどは処理施設の維持管理の不徹底等によるものでした。

表 「下水道法」等に基づく届出事業場区分

届出事業場区分	事業場数
「下水道法」上の特定事業場	2,454
その他の届出対象事業場	770

表 業種別届出事業場数

業種	事業場数
食品製造業	205
繊維工業	27
化学工業	37
めっき業	40
金属製品製造業	191
旅館業	171
洗濯業	652
試験研究所等	212
病院	113
給油所等	1,012
その他	564

表 違反事業場数及び違反率

届出事業場区分		立入事業場 (採水立入のみ)	違反事業場数	違反率 (%)
特定 事業 場	表面処理施設	64	11	17
	電気めっき施設	72	8	11
	洗濯業	1	1	100
	試験研究所等	77	1	1
	その他	118	13	11
その他の事業場		15	2	13
合計		347	36	10

(イ) 講習会の実施

横浜市では、除害施設等の維持管理をする者への資格の付与を目的とし、除害施設等管理責任者資格認定講習を実施しています。平成26年10月29日と30日に開催し、252名の参加がありました。また、事業者に対する啓発などを目的として、平成26年7月1日に除害施設等維持管理講習会を実施しました。講師を招き化学物質のリスク管理について講演頂いたほか、法令改正動向などについて講義を行い、約100名の参加がありました。

(ウ) 事故防止の啓発

下水道における有害物質等の流出事故を未然に防止するため、事業場への周知、啓発を行いました。例年流出事故が起きやすい年末等の時期に、過去に流出事故が起きた下水処理区の事業場に対し、注意喚起のための周知や立入調査を実施しま

した。また、油水分離槽を設置している事業場に対して、維持管理や届出に関する啓発を行いました。

(工) 高度処理施設の整備と合流式下水道の改善

金沢水再生センターにおいて高度処理施設の整備を実施しました。また、合流式下水道の改善を実施しました(雨水吐改良か所数：堰高改良2か所(H26年度実績))。

今後も継続して、「横浜市下水道事業『中期経営計画2014』」に基づき、計画的に事業を推進していきます。

工 赤潮対策の強化

赤潮とはプランクトンの異常増殖により海水が変色する現象をいいます。赤潮モニタリングの試行として、「神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定計画」の毎月1回の水質測定に合わせて、4月から10月にプランクトンの計数を行いました。平成27年度もモニタリングを継続します。

- ◆「まちづくりと連携した海づくり」はP16に、「多自然川づくりの推進」はP37に掲載しています。

(3) 地盤環境の保全

2025（平成 37）年度までの環境目標	
●地盤沈下や土壌・地下水汚染による被害がなく、きれいな湧き水が見られるなど、安定した地盤環境のもとで暮らしています。	
(達成状況の目安となる環境の状況)	
項目	改善指標（～2017年度）
地盤沈下	地下水の過剰な採取などにより、地盤に悪影響が及んでいない。
土壌汚染	土壌汚染の拡散が防止されている。
地下水の水質汚濁	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の水質汚濁に係る環境基準への適合。 ・地下水汚染の未然防止・拡散防止が行われている。
※達成指標（～2025年度）は、2017年度までの達成状況の評価により検証します。	

2017（平成 29）年度までの取組方針
・改善指標の達成に向け、地盤環境の取組を推進します。

現状とデータ

以下のア～ウの取組内の実績を参照。

2014（平成 26）年度 of 主な取組実績と今後の取組予定

ア 地盤沈下対策

地盤沈下は、主に地下水位の低下に伴い粘土層が収縮することにより生じる現象です。そこで工場などによる地下水の過剰な汲み上げや大規模地下掘削工事による大量の地下水排除による地盤沈下を防止するため、「市条例」に基づき事業者等への規制指導を行っています。

(ア) 条例等による地下水採取規制
事業者等が地下水を採取する場合は、「市条

例」に基づき、揚水機の構造により許可制（揚水機の吐出口の断面積の合計が6cm²を超える場合）又は届出制（同6cm²以下の場合）として規制されています。この他に、鶴見区・神奈川区の臨海部の一部では、「工業用水法」による規制があります。

平成26年度における新規の地下水揚水施設の許可・届出件数は19件でした。

(イ) 条例による地下掘削工事の届出

地下掘削工事に伴う地下水排除を原因とした地盤沈下の対策として、一定規模以上の掘削作業を行う事業者は「市条例」に基づき、届出を行い地盤沈下の防止に努める必要があります。

平成26年度における届出件数は、28件でした。

(ウ) 精密水準測量調査

地盤沈下の状況を面的に把握するため、市域(435.21km²)の沖積低地を主とする171.90km²(39.5%)を対象とし、測量延長368km、調査点数333地点の精密水準測量を実施しています。

最大沈下量は港北区で記録した8.5mmでした。

イ 土壌汚染対策

土壌汚染による人の健康被害の防止や環境汚染の拡大を防止するため、「土壌汚染対策法」及び「市条例」に基づき事業所等の指導を行っています。

平成22年4月に改正された「土壌汚染対策法」の趣旨を踏まえて、平成24年10月に「市条例」を改正しました。主な内容としては、中小規模の土地の開発等が多い横浜市の実情を踏まえて2,000m²以上の土地の形質変更時に法と同様の手続き(法では3,000m²以上)を行うこと、土壌調査等の実施主体が土地所有者となり土地所有者の責務が明確化されたこと、土壌調査において指定調査機関に行わせることにより信頼性が確保されたこと、法と整合性をとり手続きの重複がない制度としたこと、などがあります。

また、条例においても汚染が認められた土地は、法と同様に健康被害が生じるおそれに応じて区域の指定を行い、汚染の除去等の措置を実施し適切な土地の管理が義務付けられます。

平成26年度の法に基づく届出件数は、有害物質使用特定施設の廃止等：57件、3,000m²以上の土地の形質変更届：81件、形質変更時要届出区域内の土地の形質変更：28件、その他の届出等：88件でした。

平成26年度の「市条例」に基づく届出件数は、事業所廃止等報告：30件、土地の形質変更届：46件、土壌調査報告：40件、その他の届出等：48件でした。

今後も引き続き、事業所等への規制指導を実施していきます。

ウ 地下水の水質汚濁対策

(ア) 地下水汚染対策

地下水の水質汚濁対策は、「水濁法」及び「市条例」に基づき、事業所等の指導を行っています。常時監視井戸やその他の井戸で地下水汚染が確認された場合は、汚染原因者の特定のための調査を行い、地下水の浄化等の指導を行います。

平成26年度は、常時監視井戸：74件、汚染追跡井戸：43件で地下水質調査を実施しました。また、地下水汚染があった15件については、市条例に基づいて浄化指導を実施しました。

今後も引き続き、事業所等への規制指導を実施するとともに、地下水質調査を実施する予定です。

(イ) 地下水汚染の未然防止対策

環境省の調査では、事業場からの有害物質の漏えいによる地下水汚染事例が、毎年継続的に確認されています。

これらは、生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、使用の際の作業ミス等による原因の大半であることから、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」が平成24年6月1日に施行されました。

同法では、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられました。

本市では、改正法施行までに事業者に対して説明会の実施や業界団体の機関での周知を図りました。

◆「水環境の保全」はP53に掲載しています。

(4) 化学物質対策の推進

2025（平成 37）年度までの環境目標		
● 化学物質が適切に管理されるとともに、市民や事業者が化学物質に関する情報を共有し、安心して暮らしています。		
(達成状況の目安となる環境の状況)		
項目	改善指標（～ 2017 年度）	達成指標（～2025年度）
化学物質	環境リスクの低減のため、化学物質が適正に管理され、環境中への排出が抑制されている。	(2017年度までの達成状況の評価により検証)
有害化学物質	ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンについて、ベンゼン等による大気汚染、水質汚濁、地下水の水質汚濁に係る環境基準への適合。	ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンについて、ベンゼン等による大気汚染、水質汚濁、地下水の水質汚濁に係る環境基準への適合。
ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る環境基準への継続した適合。	ダイオキシン類に係る環境基準への継続した適合。
アスベスト	建物解体などによる大気環境中への飛散が防止されている。	(2017年度までの達成状況の評価により検証)

2017（平成 29）年度までの取組方針
・化学物質の適正管理やリスクコミュニケーションなど、改善指標の達成に向けた取組を推進します。

現状とデータ

ア 化管法に基づく化学物質の排出・移動量届出
有害なおそれのある化学物質による環境汚染を未然に防止するために、市、市民、事業者の連携した取組を推進しています。事業者に対しては「特定化

学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）」及び「市条例」により化学物質の適正な管理を推進しています。

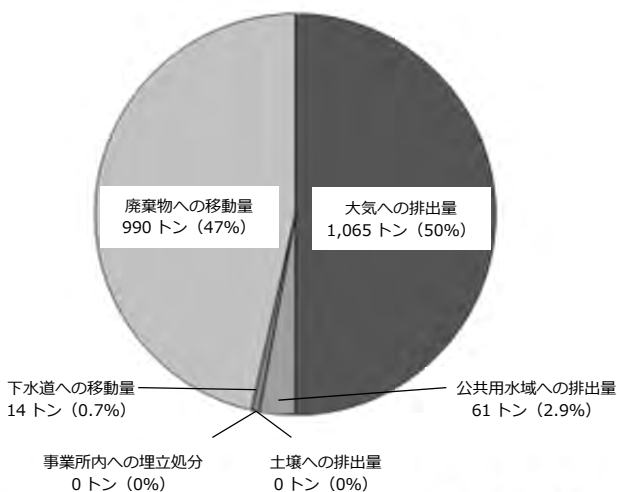


図 平成 26 年度（平成 25 年度実績）届出排出量・移動量

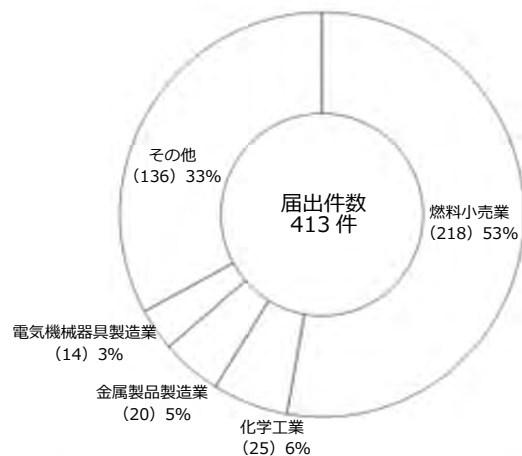


図 平成 26 年度（平成 25 年度実績）PRTR 届出数

※ PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）：化学物質排出移動量届出制度

イ アスベスト

横浜市では、市域における大気環境中のアスベスト濃度の実態を把握するため、平成18年度からアスベスト濃度調査を実施しています。平成25年度は市内6地点で年4回測定しました。年間を通じて、各地点の濃度の範囲は0.04未満～0.14本/Lという結果でした。(下表)。

(注) 環境保健クライテリアとは、世界保健機関(WHO)、国際労働機関(ILO)及び国連環境計画(UNEP)が共同で実施している国際化学物質安全性計画(IPCS)において、化学物質ごとに人の健康に及ぼす影響を総合的に評価して取りまとめたものです。

表 平成26年度調査結果(大気環境中のアスベスト濃度)

NO	調査地点	アスベスト濃度*				範囲	
		春	夏	秋	冬	最大	最小
		5/16～17	8/22～23	11/14～15	1/23～24		
1	神奈川区広台太田町	0.09	0.09	0.04	0.08	0.09	0.04
2	南区南太田	0.05 未満	0.04 未満	0.13	0.04	0.13	0.04 未満
3	港南区野庭町	0.05	0.09	0.09	0.05	0.09	0.05
4	旭区鶴ヶ峰	0.05	0.04 未満	0.14	0.13	0.14	0.04 未満
5	金沢区富岡東	0.09	0.04 未満	0.04	0.09	0.09	0.04 未満
6	都筑区茅ヶ崎中央	0.09	0.05 未満	0.09	0.14	0.14	0.05 未満

※測定は、期間中の24時間の試料採取によるものです。(単位: 本/L)

2014(平成26)年度の主な取組実績と今後の取組予定

ア 化学物質対策

有害なおそれのある化学物質による環境汚染を未然に防止するために、市、市民、事業者の連携した取組を推進しています。

事業者に対しては「化管法」及び「市条例」により化学物質の適正な管理を推進しています。

平成26年度(平成25年度実績)の化学物質排出・移動量届出制度(PRTTR)の届出事業所数は413件(平成27年3月末時点)でした。また、リスクコミュニケーションの普及啓発として、講座・イベント出展等を10回実施しました。その他、化学物質管理や排出削減等について、事業所の取組をヒアリングしました。

環境リスク評価の取組については、平成25年度より、公共用水域の環境リスク評価を行うとともに、事業者の環境リスク評価を支援するための取組を行いました。

今後も継続して、PRTTRの届出受理や事業者の化学物質対策の支援などを実施していきます。

イ 有害化学物質対策

事業者が施設の適切な管理を行うため、各法令に該当する特定施設等に対する届出指導・監視等を行います。

平成26年度は、市内5地点で有害大気汚染物質採取分析調査を12回実施しました。

ウ ダイオキシン類対策

(ア) ダイオキシン類の排出規制

「ダイオキシン類対策特別措置法」(ダイオキシン法)の規制対象となる特定施設(平成25年度末現在、大気基準適用施設82施設・水質基準対象施設61施設)の設置者に対して、施設の設置・変更などの届出、排出基準の遵守、排出ガス、排水、焼却灰などのダイオキシン類による汚染状況の測定などの義務を課しています。いずれの施設も排出基準に適合していました。

(イ) 大気・水質・土壌中のダイオキシン類の調査

平成26年度は、大気、海域、地下水の各6地点、土壌10地点で測定を実施しましたが、いずれも環境基準に適合しました。

(ウ) 水再生センター及び汚泥資源化センターにおけるダイオキシン類の調査

水再生センターの流入水と放流水、汚泥資源化センターの焼却炉の排ガスや焼却灰等に含まれるダイオキシン類を調査したところ、いずれも排出基準値を下回っていました。

スベスト調査を4回実施しました。

平成26年度も引き続き、市内4地点で調査を実施します。

(イ) アスベスト除去等工事届出件数

平成26年度は、206件の「大防法」・「市条例」に基づくアスベスト除去等工事の届出がありました(下表)。横浜市では、施工者に対し、アスベストの飛散防止対策や環境測定強化などの指導を行っています。

なお、アスベストを取り扱う特定粉じん発生施設は、平成26年度末現在において市内にはありません。

エ アスベスト対策

(ア) アスベストへの対応

全庁的にアスベスト対策に取り組んでいます。

庁内のアスベスト関連業務の分担が確立したことから、平成17年に設置した「横浜市アスベスト対策会議」は、平成25年2月14日に廃止しました。今後、新たなアスベスト関連問題が発生した際には、関係課長会を開催し、対策等検討していきます。また、市内6地点で環境中のア

表 「大防法」・「市条例」に基づくアスベスト除去等工事届出件数(件)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
214	231	219	244	206

(5) 騒音・振動対策の推進

2025(平成37)年度までの環境目標	
●市民が騒音・振動による不快感がなく、静かな音環境の中で快適に過ごしています。	
(達成状況の目安となる環境の状況)	
項目	改善指標(～2017年度)
騒音	<p>騒音に係る環境基準への適合</p> <p>「各地域等における環境基準の指定の考え方は以下のとおり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般環境(市民の住居を主とする地域)においては、地域類型※「A及びB型」を適用する。地域類型Cにおいても、より厳しい「A及びB型」を適用する。 ※地域類型型 <ul style="list-style-type: none"> A:専ら住居の用に供される地域 B:主として住居の用に供される地域 C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 ○ただし、道路に面する地域及び新幹線鉄道騒音については、「道路に面する地域の環境基準」及び「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」をそれぞれ適用する。 ○なお、航空機騒音、新幹線鉄道を除く鉄道騒音、建設作業騒音には、これらを適用しない。
振動	市民が日常生活において不快を感じない。
※達成指標(～2025年度)は、2017年度までの達成状況の評価により検証します。	

2017(平成29)年度までの取組方針
・改善指標の達成に向け、騒音・振動対策の取組を進めます。

現状とデータ

ア 一般環境騒音

一般環境騒音は、平成26年度に横浜市内の中部域（鶴見区、港北区、神奈川区、中区、西区、保土ケ谷区、南区、旭区、戸塚区、瀬谷区、泉区）51か所で測定を行いました。この結果、環境基準の達成状況は、昼間は46地点（A類型及びB類型で32/33地点、C類型で14/18地点）で達成しており、夜間は38地点（A類型及びB類型で29/33地点、C類型で9/18地点）で達成していました。

イ 道路交通騒音

道路交通騒音状況を把握するため、34地点で調査を実施した結果、12地点で昼夜ともに指標（環境基準）を達成していました。

ウ 道路騒音・振動（調査依頼）

道路騒音については3地点、道路振動について

は19地点で、市民からの調査依頼に基づく測定を実施しました。この結果、騒音については指標（環境基準）を達成していませんでした。

エ 新幹線鉄道の騒音・振動（定点測定）

新幹線鉄道の騒音・振動状況を把握するため、24地点で調査を実施した結果、騒音については14地点で指標（環境基準）を達成し、振動については23地点で指針値に適合していました。

オ 新幹線鉄道の騒音・振動（調査依頼）

新幹線鉄道の騒音については1地点・振動については2地点で、市民からの調査依頼に基づく測定を実施しました。

2014（平成26）年度の主な取組実績と今後の取組予定

ア 工場・事業場

騒音・振動の発生を未然に防止するため、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「市条例」に基づき、低騒音・低振動型施設の設置を推進するとともに、規制基準を遵守するため、防音壁の設置、建屋内の防音対策、配置の工夫等の指導を行っています。

平成26年度は、特定工場等への届出指導、立入調査、事業所騒音低減のための普及啓発、苦情対応（発生源指導等）を実施しました。

都市・生活型の騒音問題の未然防止が課題であり、今後も引き続き特定工場等への立入調査や普及啓発、都市・生活型の騒音測定などを実施していきます。

イ 建設作業

建設作業による騒音・振動は、現在、建設現場で使用されている機械が、以前に比べて低騒音・低振動型となっているものの、工場・事業場から発生する騒音・振動と比べるとレベルが高く、また、作業が一時的なものである等の特徴から、対応が難しいものとなっています。

これらの対策として、作業方法、工法等の改善とあわせて、工事施工者に対し、作業期間、作業方法等の工事内容について事前に周辺住民に十分な説明を行い、理解を得るように指導しています。

平成26年度は、特定建設作業現場等への立入調査、建設・解体工事に伴う騒音・振動の未然防止のための普及啓発、発生源指導等の苦情対応を実施しました。

建設作業の騒音・振動は、一時的であるがレベルが高い傾向にあり、作業現場周辺への配慮及び近隣住民の理解が必要です。今後も引き続き、特定建設作業現場等への立入調査、普及啓発などを実施していきます。

ウ 生活騒音対策

生活騒音については「市条例」に基づき、市民自らの配慮と地域での相互協力が円滑に促進されるよう、必要な支援を行っています。

平成26年度は、生活騒音の相談者にリーフレット配布、騒音計の貸出、解決に向けたアドバイスなど、側面的な支援を実施しました。

生活騒音による近隣住民間のトラブルは依然として多く、今後も引き続き、トラブル防止に向けた一層の啓発が必要であり、相談者の側面的な支援を実施していきます。

工 道路及び鉄道交通騒音対策

(ア) 道路

道路騒音については、幹線道路の経年変化を把握する目的で、毎年定期的に測定しています。また、市民からの調査依頼に基づく測定を実施し、測定の結果が要請限度を超えた場合には、道路管理者に対して防音壁の設置や舗装の打ち換え、路面補修などの対策を申し入れています。平成26年度は道路騒音測定を3件実施しました。

道路振動については、市民からの調査依頼などに基づく測定を実施しており、平成26年度は、道路振動測定を19件実施しましたが、「振動規制法」に定められた要請限度を超えた地点はありませんでした。

なお、横浜市道路交通環境対策連絡会で、道路騒音・振動について道路管理者と連絡・協議を行っています。

(イ) 鉄道

新幹線鉄道及び在来線鉄道の騒音・振動については、経年変化を把握する目的で、毎年定期的に測定するほか、市民からの調査依頼に基づく測定を実施しています。新幹線鉄道の騒音については、測定結果が環境基準を超えた場合には、鉄道事業者に対して防音壁の設置などの対策を申し入れています。平成26年度は鉄道騒音測定を6件実施しました。

現在、既設在来線鉄道における環境基準等はありませんが、特に大きな騒音や振動が確認された場合には、鉄道事業者に対応を依頼しています。また、横浜市鉄道環境対策連絡会で、鉄道事業者と連絡・協議を行っています。

(ウ) 集合住宅の防音対策指導

鉄道や高速道路等に近接して集合住宅を建設しようとする事業者への防音対策指導38件実施しました。

オ 航空機騒音対策

厚木海軍飛行場に近い緑区、瀬谷区及び泉区の3地点で航空機騒音の常時測定を実施しており、この飛行場を離発着する航空機騒音の把握に努めています。平成26年度は、それぞれ43.6、47.8、45.2 dB (Lden) でした。

また、市民からの苦情(65件)や通報があった場合には関係局などと相互に連絡し合いながら、市域上空を航行する航空機の飛行状況の確認に努めています。なお、市域は環境基準の指定地域になっていません。厚木海軍飛行場の航空機騒音については、周辺自治体と連携し、国に対して航空機騒音対策の促進を働きかけています。

(6) ヒートアイランド対策の推進

2025（平成37）年度までの環境目標	
●市域全域でヒートアイランド現象が緩和され、市民が快適に生活しています。	
(達成状況の目安となる環境の状況)	
改善指標（～2017年度）	達成指標（～2025年度）
熱中症注意情報システムを構築し、熱中症患者数を抑制する。	ヒートアイランド現象による都心部の温度上昇を抑え、市域の気温格差を少なくする。

2017（平成29）年度までの取組方針
・都心部におけるみどりの増加やすず風舗装の展開などを通じて、ヒートアイランド現象の緩和を進めます。併せて、熱中症対策など人の健康への影響を軽減する「適応策」の視点においても取組を進めます。

現状とデータ

※観測結果の詳細については、「ア 定点的な観測」に掲載しています。

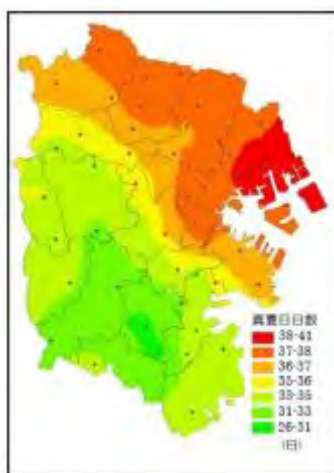


図 平成26年夏季（7・8月）の真夏日の分布

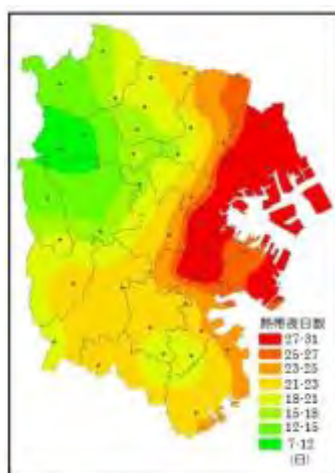


図 平成26年夏季（7・8月）の熱帯夜の分布

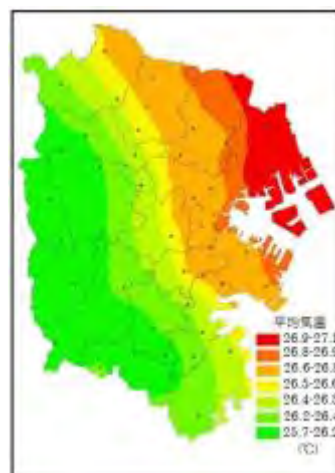


図 平成26年夏季（7・8月）の平均気温の分布

2014（平成26）年度の主な取組実績と今後の取組予定

ア 定点的な観測

ヒートアイランドの実態を把握するため、平成14年度から市内の小学校の百葉箱を利用して夏季（7、8月）の気温の観測を行っています。

平成26年度は、43地点で観測を実施しました。市内北東部（鶴見区、港北区、都筑区、神奈川区、西区など）では日中が高温となり真夏日日数が多く、横浜港周辺（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区など）では夜間が高温となり熱帯夜日数が多くなる傾向が見られました。

また、栄区や金沢区の円海山周辺地区、瀬谷区、

泉区、戸塚区や港南区の舞岡・野庭地区、旭区の大池・今井・名瀬地区といった大規模な緑地がある地域では低温となる傾向が見られました。夏季の平均気温は、観測地点間で最大1.4℃の差がみられました。

平成27年度も引き続き、市内43地点で測定を実施します。

イ 研究解明に向けた取組

ヒートアイランド現象の広域的な実態を把握するため、昨年度に引き続き、神奈川県、川崎市との気温観測データの共有を実施しました。また、ヒート

アイランド対策に係る技術支援研究として、公園における熱環境調査を実施し、市民にとって身近な緑（緑陰や芝生）が、体感としての暑さを和らげる効果を持っていることが分かりました。

今後は、人工物（ひさし等）におけるヒートアイランド現象緩和効果を検証する熱環境調査を実施する予定です。

ウ 普及啓発

商店街等での打ち水イベントを支援するなど、身近な取組が地域の地球温暖化対策につながることを伝え、考えていく視点をもって普及啓発を実践します。

平成26年度は、昨年度に引き続き、打ち水イベントへ打ち水実施前後の温度差を測定できるレーザー温度計を貸し出し、イベント実施の支援を行いました。また、区役所等のヒートアイランド対策に関する啓発事業に対し、サーモカメラの貸出等の技術支援を実施しました。

エ 熱中症対策（ヒートアイランド現象適応策）

熱中症注意情報システム構築の基礎データを得るための予備調査を3か所で行いました。平成26年度の調査では、横浜地方気象台の暑さ指数推定値と3か所（港北区、西区、旭区）で行った暑さ指数観測値との差はあまり見られないという調査結果でした。平成26年は夏の気温が低かったため、平成27年度に詳細調査を実施する予定です。

オ すず風舗装による道路整備

ヒートアイランド現象の抑制策の一環として、道路局では、平成15年度より「すず風舗装整備事業」として路面温度の上昇を抑制する舗装を実施しています。すず風舗装には保水性舗装と遮熱性舗装の2種類があります。保水性舗装は舗装内部に蓄えた水分が蒸発する時の気化熱により舗装内部の温度上昇を抑制する舗装です。遮熱性舗装は、太陽放射の赤外線を多く反射し、舗装が吸収する熱量を少なくすることにより、舗装の温度上昇を抑制する舗装です（下図）。

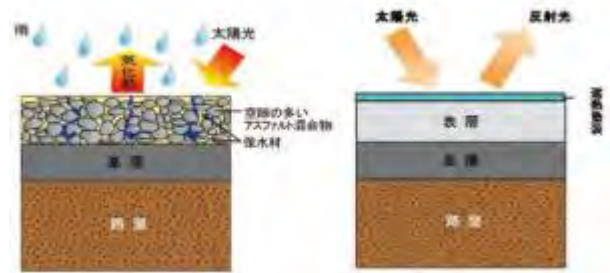


図 保水性舗装

図 遮熱性舗装

平成26年度には、継続的な事業として磯子区（758㎡、916㎡）、栄区（1,277㎡）において2,951㎡の遮熱性舗装を実施しました。

〈すず風舗装による道路整備〉

	平成26年度
すず風舗装面積	2,951㎡

カ 透水性舗装の展開

雨水の河川や排水溝への大量流出及びヒートアイランド現象抑制のため透水性舗装を進めています。

平成26年度は、歩道舗装面積A = 24,589㎡となりました。

◆「都心部におけるエコまちづくりの推進」はp14、「活動団体への活動支援」はp4、市民が実感できる緑をつくるはp35に掲載しています。